

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年6月19日

【事業年度】 第8期(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

【会社名】 株式会社ジーエヌアイ

【英訳名】 G N I L t d .

【代表者の役職氏名】 取締役代表執行役社長兼CEO イン・ルオ

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿三丁目7番1号

【電話番号】 (03)5326局3097番

【事務連絡者氏名】 経営管理部 田中忍

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿三丁目7番1号

【電話番号】 (03)5326局3097番

【事務連絡者氏名】 経営管理部 田中忍

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1)連結経営指標等

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月
売上高 (千円)	-	168,861	247,819	273,588	204,346
経常損失 (千円)	-	632,550	922,690	1,279,451	972,665
当期純損失 (千円)	-	604,226	933,845	1,279,454	1,366,385
純資産額 (千円)	-	1,990,848	2,984,654	2,384,919	1,123,476
総資産額 (千円)	-	2,397,631	3,361,820	2,587,880	1,238,333
1株当たり純資産額 (円)	-	38.48	47.75	33.65	15.15
1株当たり当期純損失金額 (円)	-	13.81	16.64	19.18	18.76
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	-	83.0	86.5	92.2	90.6
自己資本利益率 (%)	-	-	-	-	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	561,430	780,939	1,031,582	942,814
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	694,997	186,191	786,821	177,136
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	2,183,278	1,854,391	717,841	46,999
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	-	1,394,170	2,284,672	1,142,865	450,292
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	-	89 (2)	111 (7)	122 (8)	73 (2)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は第5期より連結財務諸表を作成しております。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

4. 第6期までの株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

5. 第7期以降の株価収益率については、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

6. 第5期は、168,861千円の売上高を計上しましたが、研究開発費、顧問料、連結調整勘定償却額等の費用の増加により、経常損失、当期純損失を計上しました。

7. 第6期は、受託研究先の拡充により売上高は増加しましたが、研究開発費が384,531千円に増加したこと、他部門充実に伴う人件費の増加等により、922,690千円の経常損失を計上しました。

8. 第7期は、中国での治験費を始めとする研究開発費の増加、内部管理体制構築のためのコンピューター関連費用及び人件費等の管理費用の増加により、1,279,451千円の経常損失を計上しました。

9. 第8期は、当社グループで事業再編を実施し研究開発費や人件費等が減少したため、経常損失は972,665千円となりましたが、特別損失に事業再編損及び出資金評価損を計上したため、1,366,385千円の当期純損失を計上しました。
10. 自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
11. 純資産額の算定にあたり、第6期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。
12. 当社グループはあずさ監査法人により、第5期及び第6期については、旧証券取引法第193条の2の規定に基づく監査を受けております。また、第7期については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けております。第8期については、明誠監査法人により、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けております。

(2)提出会社の経営指標等

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月
売上高 (千円)	25,538	65,446	103,975	66,735	4,984
経常損失 (千円)	250,469	424,684	893,275	1,054,621	485,425
当期純損失 (千円)	273,147	447,462	892,659	1,053,143	783,722
資本金 (千円)	347,853	1,487,108	2,407,608	2,821,608	2,858,258
発行済株式総数 (株)	25,428,431	51,731,831	60,881,831	70,881,831	74,068,831
純資産額 (千円)	284,179	2,115,225	3,063,565	2,838,386	2,129,494
総資産額 (千円)	535,772	2,327,328	3,317,477	2,975,708	2,199,748
1株当たり純資産額 (円)	11.18	40.89	50.32	40.04	28.73
1株当たり配当額(うち1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純損失金額 (円)	12.12	10.21	15.91	15.79	10.76
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	53.0	90.9	92.3	95.4	96.7
自己資本利益率 (%)	-	-	-	-	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
従業員数 (人)	5	9	17	25	7

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
3. 第4期は、富山化学工業株式会社及びケンブリッジ大学との共同研究開始に伴い研究開発費が117,943千円に増加したため、250,469千円の経常損失を計上しました。
4. 第5期は、Shanghai Genomics, Inc.の子会社化に伴う顧問料等の管理費用が増加したこと、研究開発費を146,943千円計上したこと等により、424,684千円の経常損失を計上しました。
5. 第6期は、受託研究先の拡充により売上高は増加しましたが、Shanghai Genomics, Inc.との共同研究拡大に伴い研究開発費が518,366千円に増加したこと、他部門充実に伴う人件費の増加等により、893,275千円の経常損失を計上しました。
6. 第7期は、売上高66,735千円と37,239千円の減収となり、また、研究開発費を462,553千円計上したこと、内部管理体制構築のためのコンピュータ関連費用及び人件費等の管理費用の増加により、1,054,621千円の経常損失を計上しました。
7. 第8期は、当社で事業再編を実施し研究開発費や人件費等が減少したため、経常損失は485,425千円となりま

したが、事業再編損及び出資金評価損を特別損失に計上したため、783,722千円の当期純損失を計上しました。

8. 第6期までの株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
9. 第7期以降の株価収益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
10. 自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
11. 純資産額の算定にあたり、第6期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。
12. 当社はあずさ監査法人により、第5期及び第6期については、旧証券取引法第193条の2の規定に基づく監査を受けております。また、第7期については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けております。第8期については、明誠監査法人により、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けております。

2【沿革】

年月	事項
平成13年11月	米国法人Gene Networks, Inc.の日本法人として株式会社ジーエヌアイを東京都渋谷区に設立。
平成13年12月	福岡県久留米市の久留米リサーチパーク内に久留米研究ラボを開設。
平成14年7月	創薬の可能性のあるターゲット（複数）の特許申請。
平成15年1月	富山化学工業㈱と真菌の遺伝子ネットワークに関する共同研究契約を締結。
平成15年9月	米国法人GNI USA, Inc.を当社の100%子会社として設立。
平成15年12月	米国法人Gene Networks, Inc.の財産をGNI USA, Inc.に移転し、同社は解散。
平成16年3月	英ケンブリッジ大学と血管内皮細胞に関する共同研究契約を締結。
平成16年9月	富山化学工業㈱と遺伝子ネットワークを利用した創薬に関する共同研究契約を締結。
平成16年10月	ヒト遺伝子ネットワークを構築。
平成17年5月	中国法人Shanghai Genomics, Inc.（現・連結子会社）の持分76.74%を取得。
平成17年5月	F647（肺線維症治療薬）の第1相臨床試験（中国）を開始。
平成17年6月	本店を東京都港区に移転。
平成17年12月	F647のRP（放射線性肺炎）を適応症とする第2相臨床試験（中国）を開始。
平成18年2月	F647のIPF（特発性肺線維症）を適応症とする第2相臨床試験（中国）を開始。
平成18年2月	久留米研究ラボを閉鎖して、福岡県福岡市早良区に「GNI創薬解析センター」を開設。
平成18年7月	中国法人Beijing Continent Pharmaceutical Co., Ltd.の持分12%を取得。
平成18年12月	F351（肝線維症治療薬）の新薬治験申請（中国）を実施。
平成19年5月	本店を東京都千代田区に移転。
平成19年6月	中国法人Shanghai Genomics, Inc.を100%子会社化する持分追加取得の契約を締結。
平成19年8月	東京証券取引所マザーズ市場に株式公開。
平成19年12月	F351（肝線維症治療薬）の第1相臨床試験（中国）を開始。
平成20年5月	F647のIPF（特発性肺線維症）を適応症とする第2相臨床試験（中国）を終了。
平成20年8月	「GNI創薬解析センター」を閉鎖し、中国法人Shanghai Genomics, Inc.に統合。
平成20年9月	米国法人GNI USA, Inc.を清算。
平成21年1月	F647のRP（放射線性肺炎）を適応症とする第2相臨床試験（中国）を終了。

3【事業の内容】

(1) 事業の概要

1) 当社グループの事業概要

当社グループは、アジアに患者の多い疾患を適応症とした複数の創薬候補化合物をパイプラインに持ち、先端バイオ技術を活用して創薬活動を行っている創薬企業グループであります。自社の研究により開発された創薬候補物より、開発パイプラインを充実させると同時に、その一部を外部製薬企業にも共同研究を通じて提供し、さらなる価値創造につなげております。

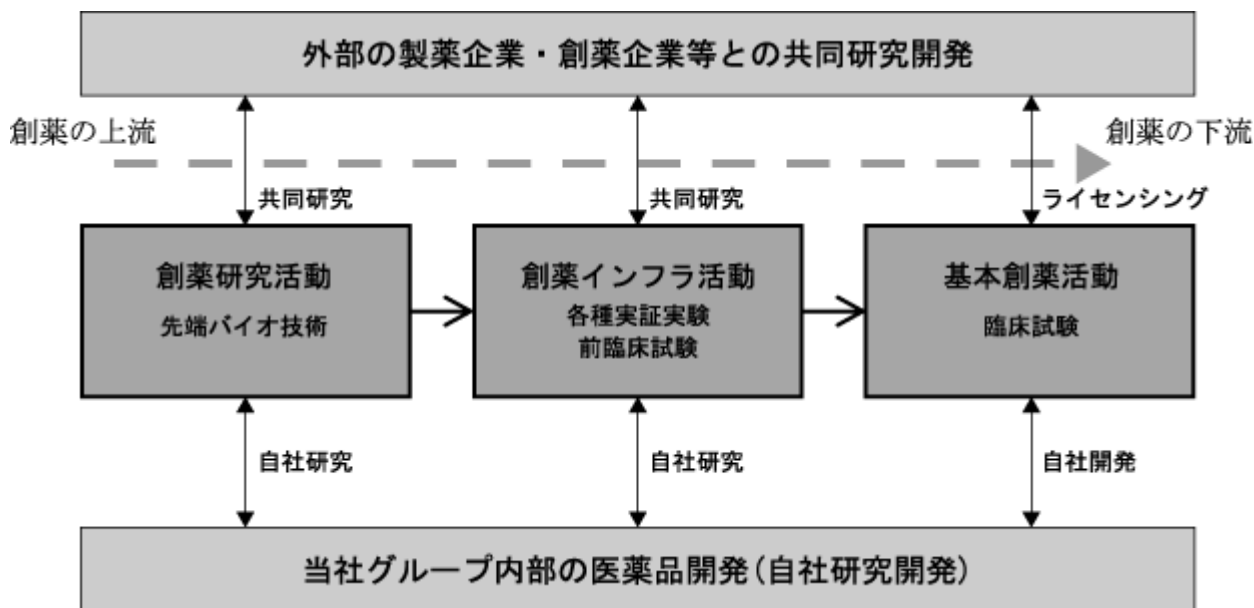
当社の連結子会社であるShanghai Genomics, Inc.は、中国における臨床試験及び医薬品の開発を行っております。当社グループの事業は単一セグメントであるため、事業の種類別セグメントの区分を行っておりません。

2) 当社グループの特色

当社グループは、複数の創薬候補化合物を有し、日本や中国などのアジアに患者の多い疾患を標的にした治療薬を開発していること、中国での臨床試験やバイオ実証試験などの創薬プロセス（上流から下流まで）を有していること、などを特色としています。

当社グループの手がける事業は、創薬プロセスの上流から下流に関わる3つの創薬活動から成り立っております。

- () 創薬研究活動（創薬プロセスの上流）・・・当社グループが独自に（もしくは外部の製薬企業との共同研究を通じて）、先端バイオ技術を活用して、ターゲット遺伝子または既存化合物の作用機序（作用のメカニズム）の解明や未知遺伝子に関する機能推定などを行う活動であります。
- () 創薬インフラ活動（同中流）・・・当社グループが独自に（もしくは外部の製薬企業との共同研究を通じて）、各種実証実験や前臨床試験などを実施する活動であります。
- () 基本創薬活動（同下流）・・・当社グループが独自に開発した（もしくは外部からライセンスを受けた）創薬候補化合物等の臨床試験を実施し、医薬品としての承認を受け、製造及び販売を企画実行する活動であります。



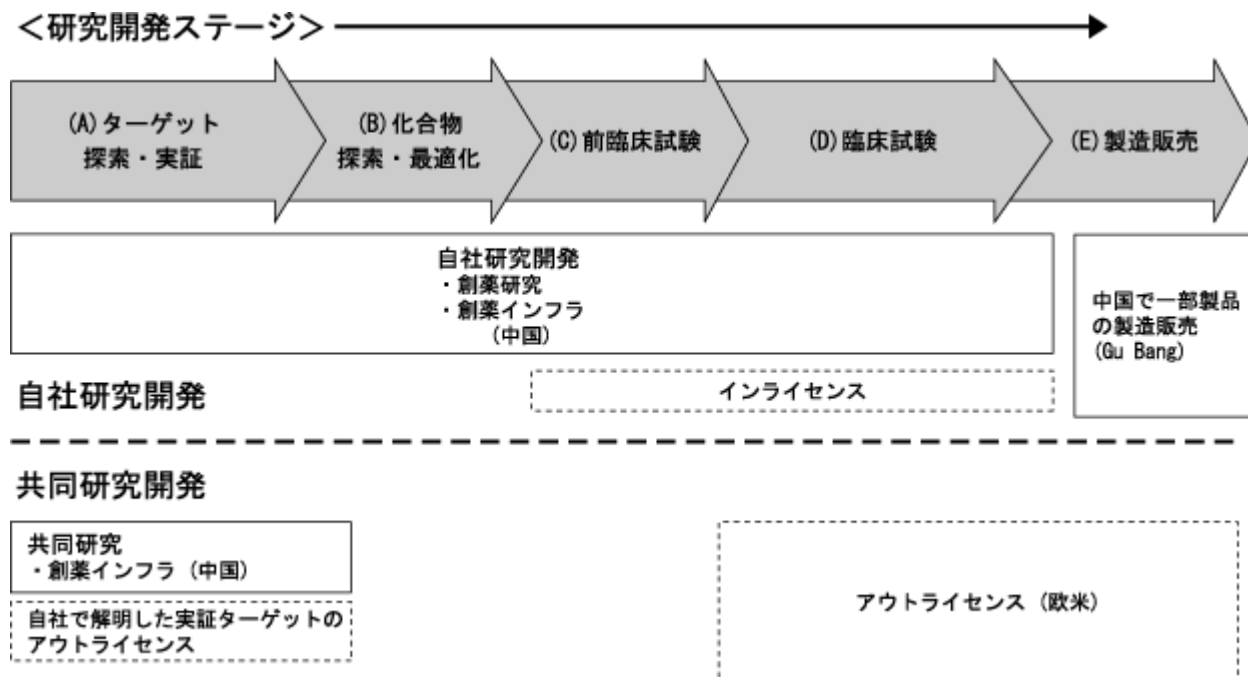
これら3つの創薬活動、すなわち「基本創薬活動」（創薬プロセスの下流）「創薬インフラ活動」（同中流）「創薬研究活動」（同上流）は、当社グループにおける一貫した創薬活動であります。当社グループの事業的な特色は、これら上流から下流までの大部分のプロセスでの事業活動を自前で行える点であります。当社グループにおける創薬プロセスをより具体的にみると、(1)先端バイオ技術（中国）を活用した各種実証研究や創薬候補物の探索、(2)前臨床試験・臨床試験のマネジメント能力（中国）の2つを持つことが当社グループの特徴となっております。(1)は創薬プロセスの上流から中流の工程、(2)は下流の工程に対応しております。他の創薬ベンチャー企業の一般的な事業モデルは、上流工程だけを自社で行い、下流工程は外部の製薬企業との戦略提携に頼るというものですが、その場合には臨床試験等のコスト負担が軽減する一方で、大きな収益がアライアンス先の製薬企業に移転してしまうというデメリットがあります。逆に、臨床試験や製造販売などを自社で行う場合には、大きなコスト負担が生じることになりますが、他方でより高い利益率を享受できるようになるのが通例です。

3) 2つの創薬アプローチ

当社グループの創薬活動は、大きく分けて、自社で創薬の実現を進める「自社研究開発」と、外部企業との共同で創薬を進める「共同研究開発」、という2つのアプローチを取っております。また当社グループが関わる創薬段階は、(A)ターゲット探索・実証段階、(B)化合物探索・最適化段階、(C)前臨床試験段階、(D)臨床試験段階、(E)製造販売段階の5つに分けられます。

の自社研究開発では、(A)のターゲット探索・実証段階から(D)の臨床試験段階までを一貫して社内で実現しております。また医薬品としての承認を受けた後の(E)製造販売を実現するために、当社グループは中国における製造拠点を確保する方針をとっており、複数の候補から選定を進めております。

の共同研究開発では、(A)のターゲット探索・実証段階での活動に強みがあります。日本では遺伝子ネットワークを活用した研究プロジェクト、中国では先端バイオ技術を活用して国際的な大手製薬会社との研究プロジェクトを行っております。



点線で囲まれた項目については、すでに活動を行っておりますが、成約等の実績はありません。

(2) 現在の事業内容

1) 基本創薬活動

当社グループの開発品目構成は以下の通りです。

(医療機器)

開発品	適応症等	ステージ	開発地域	備考
Gu Bang (ゲーバン)	医療機器 (人工骨材料)	承認 (平成18年3月)	中国	

(医薬品)

開発品	適応症等	ステージ	開発地域	備考
F647	放射線性肺炎 (RP)	第2相臨床試験 (平成21年1月終了)	中国	経口 非ステロイド
F647	特発性肺線維症 (IPF)	第2相臨床試験 (平成20年5月終了)	中国	経口 非ステロイド
F351	肝線維症 (肝硬変)	第1相臨床試験 (平成19年12月開始)	中国	経口 非ステロイド
F1013	肝炎・肝臓疾病治療薬 (肝臓疾病)	前臨床準備	中国	経口

医療機器 (商品名: Gu Bang)

(用途)

この医療機器(商品名:Gu Bang)は、人工骨の一種であります。創傷、感染、発育異常および腫瘍切除などの原因による骨欠損や骨折の治療、骨移植、肢体整形などの手術用等、広範な用途に用いることができます。素材はハイドロキシアパタイトと燐酸三カルシウムからなる粉体で、多孔質で自然分解するという性質があります。古い宿主骨に埋め込まれた素材の中で骨芽細胞が増殖し、元の骨とうまく結合し、一定の時間が経つと分解が進み、生命ある新生骨に取って代わります。

伝統的な骨移植手術は自家骨、すなわち患者自身の他の部位、例えば、腓骨、腸骨或いは肋骨などの部位から骨を取り出して、手術の部位に移入する方法ですが、このような方法では患者が二度苦痛を受けなければならず、同時に骨供給部位に恒久的な創傷と障害を与えてしまいます。患者の苦痛を軽減するために、こうした伝統的方法に代わる人工骨材料が求められています。

(技術開発)

Gu Bangは、Shanghai Genomics, Inc.が米国Berkeley Advanced Biomaterials, Inc.からの技術指導を受け、中国での臨床試験を経て開発したバイオマテリアルであります。

(臨床試験)

骨折手術で骨が欠損骨と繋がらない臨床患者並びに頸椎の前路融合手術の臨床患者に対して投与が行われております。その結果、平成18年3月に中国国家食品薬品监督管理局(SFDA)から製造販売に関する認可を受け、中国国内で販売を行っております。

肺線維症治療薬(F647:第2相臨床試験段階終了)

(用途)

肺および縦隔癌に対する標準的な治療である放射線療法の結果、肺障害を発症し、それが肺線維形成につながり、死亡例も多く報告されております。Shanghai Genomics, Inc.が中国での権利を有する化合物(F647)は抗線維形成化合物であり、動物実験等によって線維形成の発生と癒痕形成を防止し緩和させる機能を持っていることが示されております。肺線維症の伝統的な処方、炎症プロセスを阻害するステロイドの投与(注射)ですが、有害な副作用を作り出すと同時に、徐々に効果が低下してきます。

(臨床開発)

Shanghai Genomics, Inc.に対しSFDAより臨床試験の実施許可が平成17年5月に得られたのを受けて、同化合物の薬物動態及び人体への安全性を検証するために、第1相臨床試験を実施し、同年10月までに86名の健康な有志による同相の検査項目をすべて終了しております。現在は、(1)放射線性肺炎(RP)治療と(2)特発性肺線維症(IPF)治療の2つの第2相臨床試験が終了しております。

肝線維症治療薬(F351:第1相臨床試験段階)

(用途)

日本、中国をはじめとするアジア諸国において肝硬変の主たる原因はB型肝炎ウイルス(HBV)およびC型肝炎ウイルス(HCV)であります。F351はShanghai Genomics, Inc.で新たに開発した化合物で、動物実験等によって肝臓の線維症もしくは肝硬変を予防または治療する効果が認められております。

中国においては、肝疾患はいわゆる「国民病」です。中国やアジア諸国では、ウイルス性肝炎は肝硬変の主因と考えられています。継続的な肝炎の結果として肝線維症になり、その後適切な改善の手を打たなければ、長期的に病状が悪化し死に至る場合もあります。

(研究開発)

F351については、前臨床試験用の高純度のF351を生成しSFDAの品質検査に合格しております。また前臨床試験では、広範囲に亘る化学検査を通じて、薬品としての品質管理、製造、加工、包装等に最適な方法の評価、さらには安全性および吸収特性を評価するために薬理試験、毒性試験などを実施しております。これら前臨床試験の結果を取り纏め、平成18年12月に新薬治験申請(IND)を行い、平成19年12月より第1相臨床試験に入っております。

肝炎・肝臓疾病治療薬(F1013:前臨床開発準備段階)

(用途)

F1013は、細胞死や炎症反応で中心的役割を果たしている酵素であるカスパーゼに対して、強力で不可逆的な阻害効果を持つジペプチド化合物です。肝不全、脳虚血および心筋梗塞の動物モデルで、顕著な効果を示しています。

(研究開発)

F1013はEpiCept社で開発され、米国、中国その他主要地域での特許を取得しています。当社は、アジア、豪州およびニュージーランドにおいてF1013の開発を行う権利を得ました。現在F1013は、前臨床開発準備段階であります。

2) その他創薬活動

その他創薬活動は、創薬研究活動と創薬インフラ活動の2つの事業活動で構成されています。

創薬研究活動は、当社グループが保有する先端バイオ技術を用いた研究活動であります。GNIは、すでに国際的な研究誌に発表しているものを含め、いくつかの将来の創薬候補物になりうるターゲットを有しております。これらは独自の基礎的研究から生まれてきたものです。

一方、創薬インフラ活動は、当社グループ内での医薬品開発又は外部との共同開発を支援する活動であります。先端ゲノム技術を活用したタンパク質発現・精製技術、アッセイ系構築技術を用いて、現在複数の国際的製薬企業との共同研究を実施しております。

<用語解説> (アルファベット、あいうえお順)

DNA、RNA、遺伝子発現

生命活動の維持は、遺伝情報を担うDNAと遺伝情報が発現したタンパク質によってなされている。遺伝情報であるDNAの情報は複製(replication)されることにより、親から子へあるいは細胞から細胞へと伝えられる。また、細胞内ではDNA上の特定の遺伝子の部分がタンパク質に翻訳(translation)されて、細胞としての働きが維持される。4種類の文字からなるDNAの文字列を20種類の文字からなるタンパク質の文字列に変換することを翻訳と言い、コドンと呼ばれるDNAの3文字を単位としてアミノ酸1文字に変換される。64種類のコドンと20種類のアミノ酸及び翻訳停止信号を対応づけるのが遺伝暗号(genetic code)である。この変換の際に、DNAの情報は直接タンパク質に翻訳されるのではなく、いったんRNA(ribonucleic acid)に転写(transcription)され、RNAからタンパク質に翻訳される。RNAには、転移RNAやリボソームRNAなど異なる役割をするものも存在するが、ここでのRNAを特にメッセンジャーRNA(mRNA)という。通常は遺伝子産物が生じること、すなわち転写あるいは翻訳が起こることを遺伝子発現と呼ぶ。

HBV

B型肝炎ウイルス(Hepatitis B virus)。肝炎を引き起こす6種類の原因ウイルスのひとつでB型肝炎を引き起こす。HBVにはワクチンがあり、感染後の発症防止にも効果があるとされている。

HCV

C型肝炎ウイルス(Hepatitis C virus)。肝炎を引き起こす原因ウイルスのひとつでC型肝炎を引き起こす。C型肝炎はB型と同様に血液を介した感染が主であるが、ワクチンはなく、慢性化し感染状態が長く持続することが多い。HCVキャリアの多くは慢性肝炎の増悪と軽快を繰り返しつつ、20年以上の長期の経過で肝硬変から肝癌へと進展し、最終的には死に至るものと考えられている。

IND

新薬治験申請のことで、Investigational New Drugの略。

アウトライセンスとインライセンス

保有する知的財産の使用許諾を他社に供与することをアウトライセンスと言う。逆に他社が持つ知的財産を自社で使用するためにその知的財産の使用許諾を受けることをインライセンスと言う。

アッセイ

実験的に行われる検定法、測定法、分析等の全般をさす。使用例としてassay method〔試験法〕、yeast assay〔酵母試験法〕、enzymatic assay〔酵素的試験法〕等がある。

遺伝子ネットワーク

遺伝子ネットワークとは、遺伝子間の因果関係を発現レベル(すなわちメッセンジャーRNAのレベルの反応として検知)で可視化し解明する解析技術。従来の創薬に比べて疾患に対する治療効果が高かつ副作用の少ない医薬品を生み出すことを可能にする。

基本創薬活動

当社グループが独自に開発、若しくは外部からライセンスを受けた創薬候補化合物について、臨床試験を実施し、医薬品としての承認を受け、製造及び販売を実行するという創薬の基本的な活動である。

ゲノムとゲノム創薬

ゲノム(genome)は遺伝子(gene)+全体(ome)である。生物が生命活動を行なうために必要な全遺伝情報のことを指す。4種類の塩基(アデニン、チミン、グアニン、シトシン)から構成される。ゲノム創薬とはこのゲノムの情報を利用して疾患の原因を分子レベルで追求し、より最適な創薬ターゲットを明らかにし、新薬開発に結びつけることである。従来の薬剤開発は経験則や、限られた情報を基に化合物のスクリーニング、リード化合物の導出と最適化、臨床試験という流れで、長い開発時間を要するのと、ターゲット遺伝子が最適かどうか分からないといった欠点があった。

作用機序(作用メカニズム)

薬剤が疾患を治したり、または和らげたりする仕組みのこと。薬剤の作用メカニズムは明らかになっていないものが多く、そのため予想外の副作用をもたらすことがある。薬剤の分子レベルでの作用メカニズムを解析することは薬剤開発において重要課題の一つであり、遺伝子ネットワーク解析はその方法の一つである。

創薬研究活動

先端バイオロジー技術を活用した創薬活動のこと。当社グループでは、自社独自に、若しくは外部の製薬企業と共同で、ターゲット遺伝子(または既存化合物の作用のメカニズム)を解明または、未知の遺伝子に関する機能推定などを行なう活動である。

創薬と製薬

創薬は新薬を開発することで、ターゲット疾患の選定からターゲット遺伝子の探索・解明、化合物のスクリーニングと最適化、臨床試験、承認を経て上市までのことをいう。製薬は創薬を含め、製造、販売、製造販売後臨床試験、薬剤の安定的供給などを含めたものを言う。

線維症

肺などの器官において線維組織が増え、器官の機能を阻害する症状を指す。線維化が広範囲に及ぶと死に至る。

前臨床試験と臨床試験

候補薬剤の有効性、安全性を確認するための試験。前臨床試験は動物(マウス、イヌ、ネコ、サルなど)による試験で、臨床試験は人による試験。臨床試験は第1相臨床試験(フェーズ)、第2相臨床試験(フェーズ)、第3相臨床試験(フェーズ)の3段階からなり、第1相臨床試験では健康な人への投与、第2相臨床試験では少数の患者への投与、第3相臨床試験では多数の患者への投与を行ない、その有効性、安全性を試験する。第3相臨床試験終了後、製造販売申請を行ない、厚生労働省から承認されれば上市される。

創薬インフラ活動

当社グループ独自で、若しくは外部の製薬企業に対して、タンパク質発現や精製等の生物学的実験、前臨床試験などを実施する活動である。

創薬候補物と創薬候補化合物

創薬候補物とは前臨床、及び臨床試験に挙げられる低分子化合物、抗体医薬、核酸医薬、組み替えタンパク質製剤等医薬品物質全てのことを指し、創薬候補化合物はそれらの中で特に低分子化合物のことをいう。

創薬ターゲット(製薬ターゲット)

医薬品が疾患の治療効果をもたらすため、生体内で相互作用する相手分子をさす。多くはタンパク質である。

パイプライン

創薬の開発段階から販売開始までの各段階に位置づけられる開発品のこと。

低分子化合物

分子量の小さな有機化合物を指す。一般的には医薬品は低分子化合物であり、それ以外の医薬品として抗体医薬や組み換えタンパク質製剤がある。

特発性肺線維症（I P F）

I P Fは、Idiopathic Pulmonary Fibrosisの略。発症原因の不明な肺線維症をいう。長期間にわたる損傷により慢性的な炎症が生じ、やがて肺線維症が引き起こされる。

非ステロイド

ステロイドは、ある種の4つの環からなる骨格構造を持つ化合物の総称で、膜脂質の構成成分であるコレステロールや性ホルモンなどのステロイドホルモンがある。ある種のステロイドホルモンは抗炎症剤としても用いられているが、副作用の問題がある。非ステロイドは、「ステロイドではない薬剤」と言う文脈でよく用いられる。抗炎症剤としてはアスピリンやCOX2阻害剤などが非ステロイド剤である。

放射線性肺炎（R P）

R Pは、Radiation-induced Pneumonitis の略。大量の放射線（約8Gy以上）の外部被ばくで発症する肺炎。肺の炎症、急激な肺活量の低下、血液の酸素飽和度の低下などをもたらす。

リード化合物

創薬ターゲットが解明された後、それを阻害または活性化させる低分子化合物を膨大な化合物データベースや新たに合成された化合物群の中からHTSなどで選ぶ（スクリーニング）。このスクリーニング過程で見つかる最もよい薬理活性を示す低分子化合物のことをリード化合物という。リード化合物はさらに高い薬効、かつ安全性を備えた物質に修飾され（リード化合物の最適化）、最終的に創薬候補化合物となる。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有割合（%）	関係内容
(連結子会社) Shanghai Genomics, Inc.	中国 上海市浦東新区	91,000,000 人民元	創薬開発並びに生物化学的実験等の請負	100.00	中国における臨床試験及び医薬品の開発。役員兼任2名(当社役員2名)

(注) 1. 特定子会社に該当していません。

2. Shanghai Genomics, Inc.については、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く。）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	(1) 売上高	199,362千円
	(2) 関係会社売上高	44,256千円
	(3) 経常損失	281,709千円
	(4) 当期純損失	410,589千円
	(5) 純資産額	496,420千円
	(6) 総資産額	552,095千円

なお、Shanghai Genomics, Inc. の決算日は12月31日であり、上記は連結決算日（平成21年3月31日現在）で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

3. Shanghai Genomics, Inc.は、平成21年1月に197,003千円（14,500千人民元）に増資を実施し、全額当社が引き受けております。

4. GNI USA, Inc.は、当連結会計年度にて清算いたしました。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年3月31日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数（人）
全社共通	73(2)
合計	73(2)

(注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。）であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含みます。）の年間平均人員を（ ）外数で記載しております。

2. 当社及び連結子会社は、創薬事業会社として同一セグメントに属する事業を行っているため、従業員数は全社共通としております。

3. 前連結会計年度に比べ従業員数が49名減少しておりますが、この減少の大部分は主として当社及び連結子会社において事業再編を行ったことによります。

(2) 提出会社の状況

平成21年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
7	47.0	1.2	7,874

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでおります。)を記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 前事業年度に比べ18名減少しておりますが、この減少の大部分は主として事業再編を行ったことによります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係について特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度における我が国経済は、世界的な金融危機に端を発した世界経済の急速な減速と歩調を合わせ、輸出急減、生産調整、雇用不安、消費低迷などの景気悪化を示しております。また世界の株式市場も大暴落を見せ、事業会社の資金調達は困難を極める状況に陥っております。

当社グループは医薬品開発を行う企業として成長を遂げるため、現在保有する創薬候補物の治験を着実に進めて行くことを重要な経営課題としています。当連結会計年度は、上述のような厳しい経営環境にあったものの、中国において治療薬F647が特発性肺線維症(IPF)並びに放射線性肺炎(RP)という2つの適応症で、それぞれ第2相臨床試験を終了しました。IPF治療薬F647は、中国国家食品薬品监督管理局(SFDA)との協議を経て、早期条件付承認を得べく第3相臨床試験を凍結し、現在新薬承認申請を準備中です。RP治療薬F647も良好な臨床試験の結果を受け、さらなる有効性と安全性を確かめるために第3相臨床試験を計画しています。一方、肝線維症治療薬F351については、現在第1相臨床試験を行っており、それが終われば第2相臨床試験へと進む予定です。ウィルス性肝炎・肝臓疾病治療薬F1013は、米国EpiCept社で開発され、米国、中国その他主要地域での特許を取得しています。当社は、アジア、豪州およびニュージーランドにおいてF1013の開発を行う権利を得、中国で前臨床試験に向けた準備を始めております。

また、当社グループは主たる創薬候補物F647の上市に向けて経営資源をその承認手続き及び製造・販売に集中させるため、GNI USA, Inc.の清算、福岡解析センターの閉鎖、Shanghai Genomics, Inc.における不採算部門の閉鎖及び東京本社の機能縮小といった事業再編を行いました。この当社グループの一連の組織再編ならびに事業部門の閉鎖により、当社グループの事業活動をより経済的かつ合理的に改善いたしました。

その結果、当連結会計年度の売上高は、前年より69,241千円減少し、204,346千円、営業損失は前年より335,618千円減少し、949,433千円、経常損失は前年より306,786千円減少し、972,665千円となりました。当期純損失は特別損失として事業再編損を265,847千円、その他に、出資金評価損を127,795千円計上した結果、前年より86,930千円増加し、1,366,385千円となりました。

所在地別セグメントで見ますと、日本においての売上高は4,984千円(前年同期比92.5%減)、営業損失は、491,875千円(前年同期は営業損失1,028,060千円)となりました。中国の売上高は199,362千円(前年同期比、3.6%減)、営業損失は427,344千円(前年同期は営業損失270,806千円)となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は前連結会計年度末に比べ692,573千円減少し450,292千円(前年同期比60.6%減)となりました。当連結会計年度のキャッシュフローの概況は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における営業活動によるキャッシュフローは、942,814千円の資金の減少(前年同期は1,031,582千円の減少)となりました。主要な減少項目は税金等調整前当期純損失1,364,509千円であり、主要な増加項目は減価償却費56,798千円、のれん償却額158,097千円、事業再編損265,847千円、出資金評価損127,795千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における投資活動によるキャッシュフローは、177,136千円の資金の増加(前年同期は786,821千円の減少)となりました。これは主に、200,000千円の定期預金の払い戻しによる収入によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における財務活動によるキャッシュフローは、46,999千円の資金の増加(前年同期は717,841千円の増加)となりました。これは主に、第三者割当増資による株式の発行収入72,125千円を計上したことにより、

2【生産、受注及び販売の状況】

(1)生産実績

当社グループの業務は業務の性質上、生産として把握することが困難であるため、記載を省略しております。

(2)受注状況

当社グループは受注生産を行っておりませんので、受注状況の記載はしていません。

(3)販売実績

当連結会計年度の販売実績は次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
研究開発収入等	204,346	25.3
合計	204,346	25.3

(注)1.最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)		当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
Eli Lilly and Company	29,126	10.6	40,879	20.0
Guangzhou Dashan Chemicals Imp. & Exp. Co., Ltd.	52,346	19.1	29,144	14.2
N.V. Organon	32,272	11.8	24,390	11.9

なお、前連結会計年度の株式会社DNAチップ研究所は、当該割合が100分の10未満のため、記載を省略しております。

2.本表の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

当社グループを取り巻く環境を、次のように捉えております。

(1)事業環境の変化

ポストゲノム時代と称され、ゲノム創薬、遺伝子治療、テーラーメイド医療などゲノム情報を活用した新たな治療法や治療薬に対する期待感が高まっております。

その背景として、90年代に発売された製薬企業各社の薬剤が2010年前後に相次いで特許切れを起こすという、いわゆる「2010年問題」が存在します。製薬企業は、今までの主力大型新薬依存型の収益構造を速やかに変革しなければならないと同時に、後継新薬の早期開発が求められております。これは国内のみならず、欧米の製薬企業でも同様の状況です。

一方で短期的には、薬価改定によって大幅な薬価の引下げが行われ、国内医療用医薬品市場の成長は鈍化の兆しを見せております。製薬企業では将来の収益源を確保するために、新薬の効率的開発が急務になっております。しかし、新薬開発に有効な手段と考えられているゲノムの研究手法においては、従来の化合物探索に加えて、ターゲット探索等のプロセスが追加されることでコストが非常に高くなり、研究開発費用が年々上昇を見せています。またコストが大きい割には、未だ大きな成果が出ていないのが実情です。

さらに、高額の研究開発費をかけて臨床試験の段階に到達しても、副作用によって治験がストップしてしまうという例が後を絶ちません。この副作用リスクの高まりから、リスク回避傾向が強まり、全く新しいメカニズムを持つリスクの高い新薬よりはすでに承認を得ている既存薬を別な疾病への適用で再度申請する事例が増えております。

(2) 当社グループを巡る経営課題

当社グループにとっての対処すべき課題として、以下のように考えております。

1) F647、F351の中国における治験の進捗

当社グループは「アジアに多い疾患の医薬品開発」というビジョンを掲げて、まず、中国でF647のIPFとRP 2つの治験を開始し、現在、それぞれの第2相臨床試験を終了いたしました。また、F351は、第1相臨床試験が進んでおり、F1013は中国での前臨床試験に向けた準備を始めております。

これらの創薬候補物の治験を着実に進めて行くことが、当社グループが事業を発展させて行く上で重要な課題であると考えております。

2) 中国における製造販売体制の構築

当社グループは、現在臨床段階にある医薬品候補化合物（F647やF351）が中国国家食品薬品监督管理局（SFDA）に承認された場合、中国において医薬品を製造販売する予定ですが、その製造承認を得るためには、医薬品の製造及び品質管理に関する基準であるGMPという承認レベルを満たした信頼性の高い製造設備を自社で準備する必要があります。このため、F647の上市の時期を見据えて、製造設備への投資、販売網の構築等の準備を進めることが、今後の大きな課題であると考えております。

この課題を解決し、当社の将来の事業展開に必要な製造拠点を確保する目的で、当社は平成20年5月19日開催の取締役会において、上海衡山薬業有限公司の出資持分の取得（子会社化）に関する基本合意書を締結することを決議し、同日付で締結いたしました。その実現のためには、買収資金を調達する必要があります。もし買収資金が調達できない場合には、別の可能性を追求しなければなりません。

3) ライセンス（イン/アウト）交渉の推進

当社の医薬品パイプラインを充実させて行くために、自社開発に加えて外部からのライセンシングに注力していく必要があります。また当社グループの保有するパイプラインの中でPOC（概念実証）が取れたものは、製薬会社と交渉することになると考えております。

4) 日本での臨床開発体制の構築

当社グループは、将来F351の日本市場への導入を目指しております。そのための体制を将来構築し、日本での前臨床試験、臨床試験を進めることが課題となります。

5) 先端バイオ技術による事業拡大

当社グループが保有する先端バイオ技術を活用して、さらなる大手製薬企業との共同研究プロジェクトや試薬等の受注を目指します。こうした活動は、当社の将来価値を拡大するものと考えております。

4【事業等のリスク】

当社グループにおいて、事業展開に関するリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項は以下の通りであります。なお、リスク要因に該当しないと思われる事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。また当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。本株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項目以外の記載内容も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があると考えます。以下の記載は本株式への投資に関連するリスクすべてを網羅するものではありませんのでご留意ください。

本項中の記載内容については、特に断りがない限り平成21年3月31日現在の事項であり、将来に関する事項は本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

1. 沿革について

当社は創薬の実現を目的として、平成13年11月に、当初米国法人Gene Networks, Inc.の日本法人として設立された会社であり、会社設立から数えてまだ8年目という社歴の短い会社であります。そのため、業績推移等の財務データが十分には得られず、また環境変化に合わせた戦略や事業展開の見直しを継続的におこなっており、当然ながら過年度の財政状態及び経営成績だけでは当社グループの業績を予測することは難しいと考えられます。

2. 医薬品の開発リスクについて

当社グループは、中国にて肺線維症治療薬（F647）及び肝線維症治療薬（F351）の治験（臨床試験）を行っております。F647は抗線維形成化合物であり、現在 特発性肺線維症（IPF）治療薬と 放射線性肺炎（RP）治療薬の2つについて第2相臨床試験を終了いたしました。一方、F351は新たに開発した抗線維形成化合物で、肝線維症さらに

は肝硬変を適応症とする第1相臨床試験を行っております。

しかし、医薬品の開発には多額の開発コストと長期の開発期間を要し、さらに製造承認の時期が不確定であることから、当社グループの経営計画は臨床開発の進捗状況の影響を受けることになります。そのため、当社グループが想定している通りに医薬品の生産及び販売が行われる保証はありません。当該3品目のうち、F647は1970年代に開発された物質であり、他社によって世界的に治験が進められ、臨床リスクは新規化合物に比べ低いと考えておりますが、世界共通の創薬開発リスクである有効性及び安全性の2点について問題が生じる可能性があります。また、F351は前臨床試験において安全性を確認しておりますが、新規化合物であり有効性及び安全性の観点について問題が生じる可能性があります。また、F1013は前臨床の準備段階であり、今後有効性及び安全性について問題が生じた場合、前臨床試験に進めない可能性があります。さらに上記以外の事業リスクとして、治験に参加頂く患者を集めることが予定期間では達成できず、治験期間が延長される可能性もあります。

なお、新薬承認（製造承認等を含む）が降りなければ開発コストは回収できず、また承認が降りたとしても、何らかの製造販売の問題によって、当社グループの経営計画に想定されている目標売上を確保できない可能性もあります。

3. 中国で事業を行うリスクについて

当社グループ活動において、連結子会社であるShanghai Genomics, Inc.（中国）の影響力が大きいため、当社グループは中国での事業を行っているという特有のリスクの影響を受ける可能性があります。

中国政府は、中国経済に影響を及ぼす経済政策や産業政策に関わる権限を有しております。中国の医薬品産業は中国政府の厳しい監督管理下での規制下にあり、中国における当社グループの活動は中国政府が公布する法律等に從います。これら中国の政策、規制、法律等に変化が生じた場合には、当社グループの経営戦略や事業活動に制約が加えられる可能性があります。

加えて、中国における自然災害、伝染病の発生、政情不安や社会不安などの重大な問題が発生した場合にも、当社グループの財政状態および経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

4. 競合について

当社グループが開発を進めている肝線維症治療薬（F351）について、直接競合する創薬候補物の存在は確認しておりません。肺線維症治療薬（F647）は日米においてIPF（特異性肺線維症）を適応症とする競合品が存在しますが、当社グループのF647は基本的に中国市場での製造販売を計画していますので、それらとは直接の競合状態とはならないと考えております。

5. 法的規制について

当社グループは、現在医薬品等の研究開発を行っておりますが、その成果に基づき中国で医薬品の製造販売を行うことを目指しております。この場合には中国の薬品生産監督管理弁法および関連法規の規制を受けることとなります。この法律は、医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の品質、有効性及び安全性の確保を目的としており、その製造販売には個別商品ごとに所轄官公庁の承認または許可が必要となります。当社グループの事業は、現時点における中国でのあらゆる法令に適合していると考えております。しかし、現行の中国の法令の解釈、適用及び運用には多くの不確定要素があることは否めず、さらに新たな法令の影響は現時点では不明確です。従って当社グループの事業は、中国当局の現行の法令に関する見解が当社と異なる場合や、中国当局が制定する新たな法令により、影響を受ける可能性があります。

6. 事業体制について

小規模組織であること

当社（提出会社）は、平成21年3月31日現在で役員9名及び従業員数7名（但し、中国子会社・Shanghai Genomics, Inc.の従業員は66名であります。）の小規模組織であり、また社歴も浅いため、経営陣や従業員に業務遂行上の支障が生じた場合や急に人材が社外流出した場合、代替要員の不在、事務引継手続の遅滞などによって業務に支障が生じ、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。当社グループは、組織的な経営基盤の強化を行っておりますが、今後当社グループの業容が拡大した場合、現状のままでは適切かつ十分な人的・組織的対応が出来なくなるおそれがあるため、今後人員の増強や社内管理体制の一層の充実を図っていく必要があります。

特定人物への依存

代表取締役社長兼CEOであるイン・ルオ、代表取締役である鈴木勘一郎、専務取締役兼CSOであるジュン・ウー、さらにCAO（最高管理責任者）である片岡隆志は、当社グループの事業を推進する最高責任者として、経営戦略の策定、研究開発や事業開発の推進において重要な役割を果たしております。

当社グループの経営は、当社代表取締役社長兼CEOであるイン・ルオをはじめとする強力なリーダーシップを持っ

たマネジメントに依存しており、現在の経営陣が継続して当社グループの事業を運営できない場合、当社グループの事業戦略や経営成績に影響を与える可能性があります。

人材の確保について

当社グループは研究開発型企業であり、競争力の維持のためにも、専門的な知識・技能をもった優秀な人材の確保は必須であると考えております。しかしながら、計画どおりの人材の確保が行えず、あるいは当社グループの人材が社外に流出する可能性は否定できません。このような状況になった場合には、当社グループの事業戦略や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

7. 知的財産権について

当社グループが保有する知的財産権について

当社グループは研究開発活動において様々な特許等の知的財産権を保有しております。しかしながら、当社グループの研究開発を超える優れた研究開発が他社によってなされた場合や、当社グループの出願した特許申請が成立しないような場合にも、当社グループの事業戦略や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

知的財産に関する訴訟及びクレーム等の対応に係るリスクについて

当連結会計年度末において、当社グループの事業に関連した特許等の知的財産権に関して、第三者との間で訴訟やクレームといった問題が発生したという事実はありません。当社グループは現在、早期の特許出願を優先する方針をとっており、特許出願後において事業展開上の重要性等を考慮しつつ必要な調査等の対応を実施しております。現時点においては、他社が保有する特許等への抵触により、事業に重大な支障を及ぼす可能性は低いものと認識しております。もとより、当社グループのような研究開発型企業において、このような知的財産権侵害問題の発生を完全に回避することは困難であります。今後において、当社グループが第三者との間で法的紛争に巻き込まれた場合には、弁護士や弁理士との協議の上、その内容に応じて対応策を講じていく方針であります。法的紛争の解決に多大な労力、時間及び費用を要する可能性があります。その場合当社グループの事業戦略や経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

職務発明に係る社内対応について

平成17年4月1日から施行された特許法の法改正に伴い、職務発明の取扱いにおいて、労使間の協議による納得性、基準の明示性、当事者の運用の納得性が重視されることとなりました。これを受けて、当社グループでは経営陣と研究開発部門とが協議の上、知的財産管理規程を作成し運用しております。しかしながら、将来かかる対価の相当性につき、紛争が発生し当社グループの事業戦略や経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

8. 製造物責任のリスクについて

医薬品の設計、開発及び製造には、製造物責任賠償のリスクが内在しています。当社グループは、将来開発したいずれかの医薬品が健康被害を引き起こし、または臨床試験、製造、営業もしくは販売において不適当な点が発見された場合には、製造物責任を負い、当社グループの業務及び財務状況に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。また、例えかかる請求が認められなかったとしても、製造物責任請求が与えるネガティブなイメージにより、当社グループ及び当社グループの医薬品に対する信頼に悪影響が生じ、当社グループの事業に影響を与える可能性があります。

9. 新株予約権等について

当社グループは、ストックオプション制度を採用しております。この制度は当社グループの役員や従業員に対して、業績向上に対する意欲を持たせるものとして有効な制度であると認識しておりますが、それらの新株予約権が行使された場合、当社グループの1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。しかしながら、基本的な財務計画は潜在株ベースで進めておりますので大きな問題にはならないと考えております。一方、今後も優秀な人材確保のために、同様のインセンティブプランを継続して実施していくことは必須のものであると認識しております。

10. 事業継続の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況その他当社グループの経営に重要な影響を及ぼす事象（重要事象等）について

当社グループは、創業以来継続的に営業損失を計上し当連結会計年度も949,433千円の営業損失を計上いたしました。営業活動によるキャッシュ・フローも継続的にマイナスとなっており、当連結会計年度において942,814千円のキャッシュ・フローの減少となっております。また創業の上市に関しては必ずしも100%認可されるという保証はなく、継続企業の前提を検討する際の重要な不確実性を構成します。

当社グループは当該状況を解消すべく、平成21年1月23日の取締役会において新経営計画を策定し、計画を達成できるように、業務の効率化を図っております。策定した新経営計画は経営資源をF647とF351の臨床試験及びF647の製造・販売の準備に集中させることを目的にしております。詳細につきましては、「連結財務諸表 継続企業の前提に関する注記」をご参照ください。

5【経営上の重要な契約等】

当社グループの事業展開上、重要と思われる契約の概要は、以下のとおりであります。

1. Shanghai Genomics, Inc.について

共同研究

受託研究契約

契約書名	Agreement for Development Work - 1st & 2nd Amendment
契約先	N.V. ORGANON
契約締結日	平成19年12月18日
契約期間	平成19年11月10日から平成21年5月10日まで
主な 契約内容	たんぱく質の構造理解と核内ホルモン受容体アッセイの確立を目的とした受託研究契約。共同研究収益として総額442,000USドルを受領する。

契約書名	SLIKシステムを使用して、誘導miR-shRNAを安定発現させた細胞株の作製
契約先	Lilly Singapore Center for Drug Discovery
契約締結日	平成20年7月30日
契約期間	平成20年7月31日 から 平成21年5月15日
主な 契約内容	誘導miR-shRNAを安定発現させた15の多クローン細胞株（3つのコントロール細胞系を含む）を作製し、QPCRとWestern Blot などの方法でそれらの細胞株を確認し、Lilly Singapore Center for Drug Discoveryにその情報を提供する。研究収益として156,125.44ドルを受領する。

6【研究開発活動】

(1) 研究開発活動の概要

当社グループは、研究開発の重点疾患領域を(i)癌及び(ii)炎症としております。当社グループでは、R&D活動の対象を、徐々に創薬プロセスの上流から、より焦点を絞った候補物の発見・開発という下流へと移してきております。こうした具体的かつ薬剤開発に直結する創薬研究により、今後新しい創薬候補物を輩出して行くものと期待されます。

研究開発部門に所属する人員は平成21年3月31日現在、52名です。うち、1名が日本、51名が中国で研究活動を行っており、平成21年3月期において研究開発費の総額は201,952千円であります。なお、当社グループは先端バイオ技術による創薬事業会社として、同一セグメントに属する事業を行っているため、事業の種類別セグメントの該当事項はありません。

臨床開発として、肺線維症治療薬(F647)では、2つの適応症の臨床試験を行いました。(1)放射線性肺炎(RP)は、中国で平成17年12月より第2相臨床試験を開始し、平成21年1月に終了いたしました。また(2)特発性肺線維症(IPF)については、中国で平成18年2月に第2相臨床試験を開始し、平成20年5月に終了いたしました。なお、肝線維症治療薬(F351)については、中国で平成19年12月に第1相臨床試験を開始いたしました。

(2) 具体的な研究開発活動

主要なR&D活動は、以下の通りです。

1. プロダクト・ポートフォリオマネジメント、創薬候補物選択、共同研究パートナーからのインライセンスなど

多くの製薬会社はリスク低減と開発プロセスのスピードアップに努力していますが、POC(概念実証)による安全性・有効性の確認こそが最重要であることは言うまでもありません。当社の前臨床、薬事、臨床などのチームはがん、呼吸器疾患、消化器疾患、代謝疾患、炎症疾患、抗体等の各分野における16の化合物ポートフォリオの評価を行っています。米国バイオ創薬企業から中国/アジアでの臨床開発と商業化のライセンスを受けているF1013は慢性肝不全急性化(ACLF)の治療薬で、CMCや薬理学試験などを行っています。

2. がんに対する抑制性化合物の発見と開発

当社研究グループは、数多くのがんターゲットを阻害する効果を示唆するCDK阻害プロファイルを有する一連の新しい化合物を同定しました。アニマルモデルによる予備研究によれば、それらの腫瘍に対して有効な結果が示されています。またいくつか追加的な派生物が合成され、それらもCDKやがんのセルラインに対し、強力な阻害活動を示しています。これらは特許可能な化合物の構造を有していると考えており、肺がんや肝臓がんを適応症とするリード候補物に向けた更なる検証を行っていきます。それに加えて、遺伝子ネットワーク研究プロジェクトから選択された2つの創薬ターゲットに関し幅広い研究が行われ、炎症疾患の治療に重要な役割を果たす可能性があると考えております。

3. 国際的な大手製薬会社との研究開発アウトソース事業

当社における研究開発アウトソース部門は、売上や事業関係を生み出すメリットに加えて、社内の他の研究グループに対してプラットフォーム支援を提供していることです。シェーリングプラウ(元オルガノ)に対するターゲット評価、化合物選択、アッセイ開発などのプロジェクトを拡大し、またEli Lilly and Company(シンガポール並びに米国)にも同様の研究開発アウトソースを提供しております。さらにノバルティスやGSKに対して、特注の抗体生成の幾多のプロジェクトを行いました。

7【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。連結財務諸表の作成にあたり、見積りが必要な事項につきましては、合理的な基準に基づき会計上の見積り及び判断を行っております。また、実際の結果は見積りによる不確実性があるため、これらの見積りとは異なる場合があります。当社の連結財務諸表で採用する重要な会計方針は『第5 経理の状況 1 [連結財務諸表等] 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項』に記載しております。

(2) 財政状態の分析

当社グループは、開発中の創薬候補物が上市に至るまで、多額の開発費が必要となります。現在医薬品開発をコスト優位性のある中国で行っておりますが、開発を進めるためには借入若しくは増資等による資金調達が必要に

なります。このため、当社グループは、当連結会計年度において、73,301千円の第三者割当増資を行いました。

それにもかかわらず、この時点で、世界的不況のあおりを受け、当社株価が急落したため意図した資金調達ができず、当連結会計年度末における総資産は、前連結会計年度末に比べ1,349,547千円減少し1,238,333千円となりました。負債は、前連結会計年度末に比べ88,103千円減少し114,857千円となりました。純資産は、前連結会計年度末に比べ1,261,443千円減少し、1,123,476千円となりました。総資産及び純資産の減少は、主に当連結会計年度において1,366,385千円の当期純損失を計上したことによります。

キャッシュ・フローにつきましては、営業活動により減少した資金は942,814千円となりました。主要な減少項目は税金等調整前当期純損失1,364,509千円であり、主要な増加項目は減価償却費56,798千円、のれん償却額158,097千円、事業再編損265,847千円、出資金評価損127,795千円によるものであります。

投資活動による資金の増加は177,136千円となりました。これは主に、200,000千円の定期預金の払い戻しによる収入によるものであります。

財務活動による資金の増加は、46,999千円となりました。これは主に第三者割当増資による株式の発行収入72,125千円を計上したことによります。

この結果、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は前連結会計年度末に比べ692,573千円減少し、450,292千円となりました。

(3) 経営成績の分析

当社グループは医薬品開発を行う企業として成長を遂げるため、現在保有する創薬候補物の治験を着実に進めて行くことを重要な経営課題としております。当連結会計年度は、中国において治療薬F647が特発性肺線維症(IPF)並びに放射線性肺炎(RP)という2つの適応症で、それぞれ第2相臨床試験を終了いたしました。IPF治療薬F647は、中国国家食品薬品监督管理局(SFDA)との協議を経て、早期条件付承認を得べく第3相臨床試験を凍結し、現在新薬承認申請を準備中であります。RP治療薬F647も良好な臨床試験の結果を受け、さらなる有効性と安全性を確かめるために第3相臨床試験を計画しております。一方、肝線維症治療薬F351については、現在第1相臨床試験を行っており、それが終われば第2相臨床試験へと進む予定であります。ウィルス性肝炎・肝臓疾病治療薬F1013は、米国EpiCept社で開発され、米国、中国その他主要地域での特許を取得しています。当社は、アジア、豪州及びニュージーランドにおいてF1013の開発を行う権利を得、中国で前臨床試験に向けた準備を始めております。

また、当社グループは主たる創薬候補物F647の上市に向けて経営資源をその承認手続き及び製造・販売に集中させるため、GNI USA, Inc.の清算、福岡解析センターの閉鎖、Shanghai Genomics, Inc.における不採算部門の閉鎖及び東京本社の機能縮小といった事業再編を行いました。この当社グループの一連の組織再編ならびに事業部門の閉鎖により、当社グループの事業活動をより経済的かつ合理的に改善いたしました。

その結果、当連結会計年度の売上高は、前年より69,241千円減少し、204,346千円、営業損失は前年より335,618千円減少し、949,433千円、経常損失は前年より306,786千円減少し、972,665千円となりました。当期純損失は特別損失として事業再編損を265,847千円、その他に、出資金評価損を127,795千円計上した結果、前年より86,930千円増加し、1,366,385千円となりました。

(4) 事業継続の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況その他当社グループの経営に重要な影響を及ぼす事象(重要事象等)の分析・検討内容及び、当該重要事象等を解消または改善するための対応策

当社グループは、創薬ベンチャーという性質上、研究開発事業には多額の費用を要し、また投資資金の回収も他の産業と比較して相対的に長期に及ぶため、ベンチャー企業が当該事業に取り組む場合は、一般的にキャッシュ・フローのマイナスが先行する必然性があります。当社グループも創業以来継続的に営業損失を計上しており、当連結会計年度949,433千円の営業損失を計上いたしました。営業活動によるキャッシュ・フローも継続的にマイナスとなっており、当連結会計年度において942,814千円のキャッシュ・フローの減少となっております。また創薬の上市に関しては、必ずしも100%認可されるという保証はなく、継続企業の前提を検討する際の重要な不確実性を構成します。

当社グループは当該状況を解消すべく、平成21年1月23日の取締役会において新経営計画を策定し、計画を達成できるように、業務の効率化を図っております。策定した新経営計画は経営資源をF647とF351の臨床試験及びF647の製造・販売の準備に集中させることを目的にしております。新経営計画の概略及び当連結会計年度末の進捗状況は以下のとおりであります。

Shanghai Genomics, Inc.において、整形外科関連商品製造・販売事業部門及び関連する2営業所の閉鎖を決議いたしました。当該部門はGu Bang等の製造販売を行っておりますが、中国国家食品薬品监督管理局により制定された新設備基準に適合するためには、今後約1千万円の追加設備投資が必要になることなどから、平成21年1月23日の取締役会において当該部門の閉鎖を決定いたしました。但し、製品在庫は完売まで販売継続の予定であ

ります。

当社グループは人員を継続的に削減してまいります。当社においては、前連結会計年度末に在籍していた25名の従業員を、福岡解析センターの閉鎖、本社機能の縮小などの合理化にともない、当連結会計年度末において7名にまで減少させております。またShanghai Genomics, Inc.においては、前連結会計年度末に在籍していた97名の従業員を、当連結会計年度末において66名まで減少させております。

当社グループは、人件費以外の販売費及び一般管理費も削減してまいります。当社は、平成21年3月に、賃料を削減するために、新しい事務所に移転いたしました。また、多額であったIT関連費用を削減するために、すべてのリース契約を平成20年12月に解約いたしました。

また、上記新経営計画に併せて、当社グループはグループ体となって経費削減に取り組み、支出を抑制してまいります。これらの施策により、当連結会計年度末から1年超の必要資金を賄う体制にいたします。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度中における設備投資の総額は43,581千円となりました。

主なものはEpicept社からの特許権取得や、研究用の工具、器具及び備品等の購入であります。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりであります。

(1)提出会社

平成21年3月31日現在

事業所名	所在地	設備の内容	帳簿価額		従業員数 (人)
			工具、器具及び備品 (千円)	合計 (千円)	
本社	東京都新宿区	統括業務施設	20,938	20,938	7

(注) 1. 現在休止中の設備はありません。

2. 前連結会年度末における主要な設備であった創薬解析センター（福岡県福岡市早良区）及び移転前の本社（東京都千代田区霞が関）で使用していた固定資産及びリース資産は事業再編に伴い減損しておりません。詳細は、「第5 経理の状況 2 財務諸表等 注記事項 損益計算書関係」をご参照ください。

3. 本社は賃借物件で、その概要は次のとおりです。

事業所名	所在地	年間賃借料(千円)	床面積	賃借先
本社	東京都新宿区	8,496	41㎡	日本リージャス株式会社

(注) 当社は平成21年3月1日に本社を東京都新宿区に移転しております。

4. 金額には消費税等は含まれておりません。

(2)在外子会社

平成21年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
			建物附属 設備 (千円)	機械及び 装置 (千円)	工具、器具及 び備品 (千円)	合計 (千円)	
Shanghai Genomics, Inc.	本社 (中国 上海)	統括業務施設 研究開発用設備	1,956	71,108	9,460	82,525	63(2)
Shanghai Genomics, Inc. (Beijing Office)	営業所 (中国 北京)						3(-)

(注) 1. 現在休止中の設備はありません。

2. 在外子会社の本社及び営業所は賃借物件で、その概要は次のとおりです。

事業所名	所在地	年間賃借料(千円)	床面積	賃借先
Shanghai Genomics, Inc.	中国 上海	26,457	3,091㎡	Shanghai (z.j) Hi-tech Park development Co., Ltd
Shanghai Genomics, Inc. (Beijing office)	中国 北京	1,638	123㎡	Lifen Cheng

(注) Zhengzhou Office及びTianjin Officeは当連結会計年度において閉鎖しております。

3. 臨時雇用者数(パートタイマーを含みます。)の年間平均人員を()外数で記載しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	243,527,000
計	243,527,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成21年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年6月19日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	74,068,831	74,068,831	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株式数は1,000株であります。
計	74,068,831	74,068,831		

(注) 1. 提出日現在の発行数には、平成21年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

2. 普通株式は完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

(2)【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成15年6月19日臨時株主総会決議および平成15年6月19日取締役会決議（第1回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	500(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	500,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	4.732	同左
新株予約権の行使期間	自平成17年6月20日 至平成24年3月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 4.732 資本組入額 2.366	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社、当社の子会社または当社の関係会社(Gene Networks, Inc.を含む。)の取締役または従業員の地位にあることを要するものとする。但し、当該地位を失った後も3ヶ月(身体または精神の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該地位を失った時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。「権利行使可能数」とは、平成14年3月1日の1年後の応答日の翌日において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、(i)当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を継承するときを除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却される時、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

平成16年6月29日定時株主総会決議および平成16年7月12日取締役会決議（第5回新株予約権プランB）

区分	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	5 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	55	同左
新株予約権の行使期間	自平成17年7月1日 至平成26年6月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 55 資本組入額 27.5	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却される時、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときは、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

平成16年6月29日定時株主総会決議および平成17年6月13日取締役会決議（第5回新株予約権プランF）

区分	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	400(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	400,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	110	同左
新株予約権の行使期間	優遇税制適用の場合 自平成19年6月28日 至平成26年6月29日 優遇税制適用外の場合 自平成18年6月28日 至平成26年6月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 110 資本組入額 55	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却されるとき、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

平成17年6月30日定時株主総会決議および平成17年7月28日取締役会決議（第6回新株予約権プランA）

区分	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	2,000 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,000,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	110	同左
新株予約権の行使期間	自平成19年7月29日 至平成27年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 110 資本組入額 55	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却される時、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときは、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

平成17年6月30日定時株主総会決議および平成17年10月20日取締役会決議（第6回新株予約権プランB）

区分	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	20(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	20,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	110	同左
新株予約権の行使期間	優遇税制適用の場合 自平成19年10月21日 至平成27年6月30日 優遇税制適用外の場合 自平成18年10月21日 至平成27年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 110 資本組入額 55	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却されるとき、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

平成17年6月30日定時株主総会決議および平成17年11月21日取締役会決議（第6回新株予約権プランC）

区分	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	20(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	20,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	110	同左
新株予約権の行使期間	自平成19年11月22日 至平成27年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 110 資本組入額 55	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却される時、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときは、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

平成17年6月30日定時株主総会決議および平成18年1月20日取締役会決議（第6回新株予約権プランD）

区分	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	594 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	594,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	140	同左
新株予約権の行使期間	優遇税制適用の場合 自平成20年1月21日 至平成27年6月30日 優遇税制適用外の場合 自平成19年1月21日 至平成27年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 140 資本組入額 70	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却される時、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときは、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

平成17年6月30日定時株主総会決議および平成18年4月19日取締役会決議（第6回新株予約権プランE）

区分	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	162(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	162,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	140	同左
新株予約権の行使期間	優遇税制適用の場合 自平成20年4月20日 至平成27年6月30日 優遇税制適用外の場合 自平成19年4月20日 至平成27年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 140 資本組入額 70	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却される時、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときは、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成18年6月20日定時株主総会決議および平成18年6月20日取締役会決議（第7回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	20(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	20,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	140	同左
新株予約権の行使期間	自平成19年6月21日 至平成28年6月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 140 資本組入額 70	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の取引

先、コンサルタント等の当社協力先の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。当社の取締役会が、新株予約権者との契約又は継続的取引関係の終了その他当社と新株予約権者との関係の変化により新株予約権の行使を認めることが不適切であると認め、新株予約権の行使を認めない旨を決議し、当社が新株予約権者に対し当該決議の通知を発したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

行使期間を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。「権利行使可能数」とは、平成18年6月1日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却される時、又は()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

平成18年6月20日定時株主総会決議および平成18年8月14日取締役会決議（第12回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	5 (注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	140	同左
新株予約権の行使期間	自平成20年8月15日 至平成28年6月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 140 資本組入額 70	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。その地位を喪失したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

行使期間を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。「権利行使可能数」とは、平成18年1月16日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときに除く)、()当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却される時、又は()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

平成18年6月20日定時株主総会決議および平成18年8月14日取締役会決議（第15回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	4 (注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	140	同左
新株予約権の行使期間	自平成20年8月15日 至平成28年6月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 140 資本組入額 70	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。その地位を喪失したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

行使期間を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。「権利行使可能数」とは、平成18年3月16日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却されるとき、又は()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものをすべてを行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

平成18年6月20日定時株主総会決議および平成18年8月14日取締役会決議（第16回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	5 (注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	140	同左
新株予約権の行使期間	自平成20年8月15日 至平成28年6月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 140 資本組入額 70	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」

という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。

その地位を喪失したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

行使期間を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。「権利行使可能数」とは、平成18年5月15日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却される時、又は()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

平成18年6月20日定時株主総会決議および平成18年8月14日取締役会決議（第17回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	10(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	140	同左
新株予約権の行使期間	自平成19年8月15日 至平成28年6月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 140 資本組入額 70	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の取引

先、コンサルタント等の当社協力先の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。当社の取締役会が、新株予約権者との契約又は継続的取引関係の終了その他当社と新株予約権者との関係の変化により新株予約権の行使を認めることが不適切であると認め、新株予約権の行使を認めない旨を決議し、当社が新株予約権者に対し当該決議の通知を発したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

行使期間を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。「権利行使可能数」とは、平成18年8月1日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却される時、又は()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付と契約に定めるところによる。

平成18年6月20日定時株主総会決議および平成19年3月13日取締役会決議（第20回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	14(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	14,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	220	同左
新株予約権の行使期間	自平成21年3月14日 至平成28年6月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 220 資本組入額 110	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。その地位を喪失したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

行使期間を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。「権利行使可能数」とは、平成19年1月22日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却される時、又は()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

平成18年6月20日定時株主総会決議および平成19年4月13日取締役会決議（第21回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	17(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	17,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	220	同左
新株予約権の行使期間	自平成21年4月14日 至平成28年6月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 220 資本組入額 110	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。その地位を喪失したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

行使期間を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。「権利行使可能数」とは、平成19年4月1日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却される時、又は()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものをすべてを行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

平成18年6月20日定時株主総会決議および平成19年5月14日取締役会決議（第23回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	12(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	12,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	220	同左
新株予約権の行使期間	自平成21年5月15日 至平成28年6月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 220 資本組入額 110	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の取引

先、コンサルタント等の当社協力先の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。当社の取締役会が、新株予約権者との契約又は継続的取引関係の終了その他当社と新株予約権者との関係の変化により新株予約権の行使を認めることが不適切であると認め、新株予約権の行使を認めない旨を決議し、当社が新株予約権者に対し当該決議の通知を発したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

行使期間を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。「権利行使可能数」とは、平成19年5月1日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却される時、又は()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付と契約に定めるところによる。

平成20年6月24日定時株主総会決議および平成20年7月22日取締役会決議（第24回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	360 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	360,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	35	同左
新株予約権の行使期間	自平成22年8月7日 至平成30年8月6日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 35 資本組入額 17.5	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の取締役、監査役若しくは従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位以下「行使資格」という)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該行使資格を失った場合には1年間)に限り、新株予約権を行使することができる。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合には、その後も新株予約権を行使することができる。新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、相続人が新株予約権を行使することができる。1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

平成20年6月24日定時株主総会決議および平成20年11月20日取締役会決議（第25回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	30(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	30,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	9	同左
新株予約権の行使期間	自平成21年11月21日 至平成30年11月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 9 資本組入額 4.5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

()当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転契約が株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社の新株予約権が新たに発行される場合を除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却されるとき、又は()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、下記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のもの全てを行使することができる。

新株予約権の割当時において、当社の取引先又はコンサルタント等の当社協力先であった新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社の取引先又はコンサルタント等の当社協力先の地位にあることを要する。

その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

平成20年6月24日定時株主総会決議および平成20年12月19日取締役会決議（第26回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	50 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	50,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	10	同左
新株予約権の行使期間	自平成21年12月20日 至平成30年12月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 10 資本組入額 5	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

()当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転契約が株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社の新株予約権が新たに発行される場合を除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却されるとき、又は()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、下記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のもの全てを行使することができる。

新株予約権の割当時ににおいて、当社の取引先又はコンサルタント等の当社協力先であった新株予約権者は、新株予約権の行使時ににおいて、当社の取引先又はコンサルタント等の当社協力先の地位にあることを要する。

その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成17年3月31日 (注1)	2,900,000	25,428,431	94,250	347,853	94,250	307,853
平成17年4月18日 (注2)	2,485,000	27,913,431	80,762	428,616	80,762	388,616
平成17年5月30日 (注3)	8,625,200	36,538,631	150,941	579,557	150,941	539,557
平成17年5月31日 (注4)	4,058,000	40,596,631	223,190	802,747	223,190	762,747
平成17年7月4日 (注5)	6,022,000	46,618,631	331,210	1,133,957	331,210	1,093,957
平成17年8月15日 (注6)	318,200	46,936,831	17,501	1,151,458	17,501	1,111,458
平成18年1月13日 (注7)	2,650,000	49,586,831	185,500	1,336,958	185,500	1,296,958
平成18年2月16日 (注8)	715,000	50,301,831	50,050	1,387,008	50,050	1,347,008
平成18年3月9日 (注9)	1,430,000	51,731,831	100,100	1,487,108	100,100	1,447,108
平成18年4月17日 (注10)	2,150,000	53,881,831	150,500	1,637,608	150,500	1,597,608
平成18年12月1日 (注11)	7,000,000	60,881,831	770,000	2,407,608	770,000	2,367,608
平成19年8月30日 (注12)	10,000,000	70,881,831	414,000	2,821,608	414,000	2,781,608
平成20年8月18日 (注13)	3,187,000	74,068,831	36,650	2,858,258	36,650	2,818,258

(注) 1. 有償第三者割当

発行価格 65円

資本組入額 32円50銭

割当先 パイオテック・ヘルスケア一号投資事業有限責任組合他8名

2. 有償第三者割当

発行価格 65円

資本組入額 32円50銭

割当先 野村アール・アンド・エー第二号投資事業有限責任組合他3名

3．有償第三者割当（有利発行）

発行価格 35円
資本組入額 17円50銭
割当先 イン・ルオ、ジュン・ウー

4．有償第三者割当

発行価格 110円
資本組入額 55円
割当先 DKR Soundshore Oasis Holding Fund Ltd.他5名

5．有償第三者割当

発行価格 110円
資本組入額 55円
割当先 Healthcare Partners LP他4名

6．有償第三者割当

発行価格 110円
資本組入額 55円
割当先 Yantze Investment Holdings LTD、Investment Portrait LTD

7．有償第三者割当

発行価格 140円
資本組入額 70円
割当先 ラルクCCP7投資事業組合、Raregold Ltd.

8．有償第三者割当

発行価格 140円
資本組入額 70円
割当先 九州ベンチャー投資事業有限責任組合

9．有償第三者割当

発行価格 140円
資本組入額 70円
割当先 UOB JAIC Venture Bio Investment Ltd.他3名

10. 有償第三者割当

発行価格 140円
資本組入額 70円
割当先 Goldman Sachs International

11. 有償第三者割当

発行価格 220円
資本組入額 110円
割当先 Evolution Master Fund Ltd. SPC, Segregated Portfolio M他3名

12. 有償一般募集(ブックビルディング方式)

発行価格 90円
引受価額 82円80銭
資本組入額 41円40銭

13. 有償第三者割当

発行価格 23円
資本組入額 11円50銭
割当先 Evo Fund

(5) 【所有者別状況】

平成21年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 1,000株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	2	13	36	20	11	3,152	3,234	-
所有株式数(単元)	-	785	1,307	15,357	19,869	1,645	35,092	74,055	13,831
所有株式数の割合(%)	-	1.05	1.76	20.73	26.82	2.22	47.38	100.00	-

- (注) 1. 自己株式1,400株は、「個人その他」に1単元及び「単元未満株式の状況」に400株を含めて記載しております。
2. 上記「その他の法人」には、証券保管振替機構名義の株式が14単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

平成21年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
ヘルスケア パートナーズ ツー エル ピー (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀 行)	C/O FCS SUITE 109 DOMINION CENTER 43159 QUEEN'S ROAD EAST HONGKONG (東京都千代田区丸の内2丁目7- 1)	3,830,000	5.17
イン・ルオ	SHANGHAI P.R. CHINA	3,665,600	4.94
ジュン・ウー	SHANGHAI P.R. CHINA	3,665,600	4.94
ピーエヌピー パリパ ロンドン プラン チ フォー ビーエヌピーピーピー エボトック (常任代理人 香港上海銀行 東京支 店)	10 HEREWOOD AVENUE LONDON NW1 6AA (東京都中央区日本橋3丁目11- 1)	3,500,000	4.72
クリティカル・テクノロジー号投資 事業有限責任組合	東京都港区芝浦3-11-13	3,491,031	4.71
ゴールドマン・サックス・インターナ ショナル (常任代理人 ゴールドマン・サックス 証券株式会社)	133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB ,UK (東京都港区6丁目10番1号六本木ヒル ズ森タワー)	2,404,000	3.24
バイオテック・ヘルスケア号投資事 業有限責任組合	東京都千代田区東神田1丁目2番8号 赤塚ビル2階	1,620,000	2.18
アイピーアールV-2号投資事業組合	東京都中央区日本橋室町3丁目2番9 号 駒井ビル9階	1,273,000	1.71
村山 拓蔵	東京都港区	1,228,000	1.65
野村アール・アンド・エー第二号投資 事業有限責任組合	東京都千代田区大手町2丁目2-2 アーバンネット大手町ビル	1,035,000	1.39
計	-	25,712,231	34.71

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成21年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 74,054,000	74,054	-
単元未満株式数	普通株式 13,831	-	-
発行済株式総数	74,068,831	-	-
総株主の議決権	-	74,054	-

(注)「完全議決権株式(その他)」欄には、証券保管振替機構名義の株式が14,000株含まれております。「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数14個が含まれております。

【自己株式等】

平成21年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
株式会社ジーエヌアイ	東京都新宿区西新宿 三丁目7番1号	1,000	-	1,000	0.00
計	-	1,000	-	1,000	0.00

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、新株予約権を付与する方式により、当社、当社子会社及び当社の関係会社の役員、従業員及び社外の協力先に対して付与することを下記株主総会及び取締役会において決議されたものであります。当該制度の内容は次のとおりであります。

(平成15年6月19日臨時株主総会決議および平成15年6月19日取締役会決議)(第1回新株予約権)

決議年月日	平成15年6月19日
付与対象者の区分及び人数	取締役 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)2 (注)3
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成16年6月29日定時株主総会決議および平成16年7月12日取締役会決議)(第5回新株予約権プランB)

決議年月日	平成16年7月12日
付与対象者の区分及び人数	社外の協力先 4名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)2 (注)3
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成16年6月29日定時株主総会決議および平成17年6月13日取締役会決議)(第5回新株予約権プランF)

決議年月日	平成17年6月13日
付与対象者の区分及び人数	子会社の従業員 22名 社外の協力先 18名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)2 (注)3
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成17年6月30日定時株主総会決議および平成17年7月28日取締役会決議)(第6回新株予約権プランA)

決議年月日	平成17年7月28日
付与対象者の区分及び人数	取締役 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)2 (注)3
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成17年6月30日定時株主総会決議および平成17年10月20日取締役会決議)(第6回新株予約権プランB)

決議年月日	平成17年10月20日
付与対象者の区分及び人数	子会社の従業員 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)2 (注)3
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成17年6月30日定時株主総会決議および平成17年11月21日取締役会決議)(第6回新株予約権プランC)

決議年月日	平成17年11月21日
付与対象者の区分及び人数	従業員 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)2 (注)3
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成17年6月30日定時株主総会決議および平成18年1月20日取締役会決議)(第6回新株予約権プランD)

決議年月日	平成18年1月20日
付与対象者の区分及び人数	子会社の従業員 4名 社外の協力先 1社
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)2 (注)3
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成17年6月30日定時株主総会決議および平成18年4月19日取締役会決議)(第6回新株予約権プランE)

決議年月日	平成18年4月19日
付与対象者の区分及び人数	子会社の従業員 1名 社外の協力先 4社
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)2 (注)3
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成18年6月20日定時株主総会決議および平成18年6月20日取締役会決議)(第7回新株予約権)

決議年月日	平成18年6月20日
付与対象者の区分及び人数	社外の協力先 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上(注)4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)5 (注)6
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成18年6月20日定時株主総会決議および平成18年8月14日取締役会決議)(第12回新株予約権)

決議年月日	平成18年8月14日
付与対象者の区分及び人数	子会社の従業員 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上(注)4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)5 (注)6
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成18年6月20日定時株主総会決議および平成18年8月14日取締役会決議)(第15回新株予約権)

決議年月日	平成18年8月14日
付与対象者の区分及び人数	子会社の従業員 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上(注)4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)5 (注)6
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成18年6月20日定時株主総会決議および平成18年8月14日取締役会決議)(第16回新株予約権)

決議年月日	平成18年8月14日
付与対象者の区分及び人数	子会社の従業員 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上(注)4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)5 (注)6
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成18年6月20日定時株主総会決議および平成18年8月14日取締役会決議)(第17回新株予約権)

決議年月日	平成18年8月14日
付与対象者の区分及び人数	子会社の従業員 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上(注)4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)5 (注)6
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成18年6月20日定時株主総会決議および平成19年3月13日取締役会決議)(第20回新株予約権)

決議年月日	平成19年3月13日
付与対象者の区分及び人数	子会社の従業員 3名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上(注)4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)5 (注)6
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成18年6月20日定時株主総会決議および平成19年4月13日取締役会決議)(第21回新株予約権)

決議年月日	平成19年4月13日
付与対象者の区分及び人数	子会社の従業員 3名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上(注)4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)5 (注)6
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成18年6月20日定時株主総会決議および平成19年5月14日取締役会決議)(第23回新株予約権)

決議年月日	平成19年5月14日
付与対象者の区分及び人数	社外の協力先 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上(注)4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)5 (注)6
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成20年6月24日定時株主総会決議および平成20年7月22日取締役会決議)(第24回新株予約権)

決議年月日	平成20年7月22日
付与対象者の区分及び人数	社外取締役 3名 監査役 4名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上(注)4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)5 (注)6
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成20年6月24日定時株主総会決議および平成20年11月20日取締役会決議)(第25回新株予約権)

決議年月日	平成20年11月20日
付与対象者の区分及び人数	社外の協力先 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上(注)4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)5 (注)6
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成20年6月24日定時株主総会決議および平成20年12月19日取締役会決議)(第26回新株予約権)

決議年月日	平成20年12月19日
付与対象者の区分及び人数	社外の協力先 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上(注)4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)5 (注)6
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注)1. 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額を調整すべき場合には、以下の通り、新株予約権の目的たる株式の数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株あたり調整前払込金額}}{1 \text{株あたり調整後払込金額}}$$

上記の新株予約権の目的たる株式の数の調整は、いずれかの事由が発生した時点で発行または行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。また、計算の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 新株予約権発行後に、当社が時価を下回る価額で新株を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む、以下同じ。)の行使の場合を除く。)、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分を行う場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分する自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{(\text{既発行株式数} \quad \text{自己株式数}) + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{(\text{既発行株式数} \quad \text{自己株式数}) + \text{新発行株式数}}$$

さらに、新株予約権発行後に、当社が合併、会社分割または資本減少を行う場合等、払込金額の調整を必要とするときは、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

4. 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額を調整すべき場合には、以下の通り、新株予約権の目的たる株式の数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株あたり調整前行使価額}}{1 \text{株あたり調整後行使価額}}$$

上記の新株予約権の目的たる株式の数の調整は、いずれかの事由が発生した時点で発行または行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。また、計算の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

5. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

6. 新株予約権発行後に、当社が調整前行使価額を下回る価額で新株を発行または自己株式を処分する場合（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む、以下同じ。）の行使の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分を行う場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分する自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{(\text{既発行株式数} + \text{自己株式数}) + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{(\text{既発行株式数} + \text{自己株式数}) + \text{新発行株式数}}$$

さらに、新株予約権発行後に、当社が合併、会社分割または資本減少を行う場合等、払込金額の調整を必要とするときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	1,000	46
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式数には、平成21年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	1,400	-	1,400	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成21年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3【配当政策】

当社グループは設立以来、利益配当は実施しておりません。また各事業分野における研究開発活動を今後も引き続き実施していく必要があることから、資金の確保を優先する方針であり、当面は配当を予定しておりません。しかし、株主への利益還元は重要な経営課題であると認識しており、今後の経営成績および財政状態を考慮した上で利益配当についても検討していきます。剰余金の配当を行う場合は、年1回期末での配当を考えております。配当の決定機関は株主総会であります。内部留保資金につきましては、主として研究開発費用に有効活用し、さらなる企業価値の向上に努力していく所存であります。

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月
最高(円)				158	62
最低(円)				43	4

(注) 株価は、東京証券取引所(マザーズ)におけるものであります。

当社株式は、平成19年8月31日から東京証券取引所(マザーズ)に上場されております。それ以前については、該当事項はありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成20年10月	11月	12月	平成21年1月	2月	3月
最高(円)	15	12	10	11	8	8
最低(円)	7	7	6	8	4	4

(注) 株価は、東京証券取引所(マザーズ)におけるものであります。

5【役員 の 状 況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 代表執行役 社長	CEO (最高経営 責任者)	イン・ルオ	昭和40年7月16日	平成5年11月 アヴィロン入社 研究員 平成6年11月 クロンテック・ラボラトリーズ インク入社 プロジェクト・ リーダー 平成9年8月 ライジェル・ファーマシュー ティカルス入社 シニア・ディ レクター 平成13年5月 Shanghai Genomics, Inc.設立、董 事CEO就任 平成17年6月 当社代表取締役常務COO就任 平成19年10月 当社代表取締役CEO就任 平成20年8月 当社代表取締役社長兼CEO就任 平成21年4月 Shanghai Genomics, Inc. 董事長 兼CEO就任(現任) 平成21年6月 当社取締役兼代表執行役社長CE O就任(現任)	注3	3,665
取締役		鈴木 勘一郎	昭和29年5月22日	昭和53年4月 株式会社野村総合研究所入社 企 業調査部 研究員 昭和63年6月 同社企画部企画課課長 平成3年12月 同社バリ駐在員事務所長 平成6年7月 同社政策研究センター主任研究 員 平成14年3月 米国法人Gene Networks, Inc. 入社、CFO就任 平成14年6月 当社代表取締役代表取締役専務兼CFO就任 平成17年5月 Shanghai Genomics, Inc. 董事就任 平成19年7月 Shanghai Genomics, Inc. 董事長就任 平成19年10月 当社専務取締役CFO就任 平成19年12月 当社代表取締役社長兼CFO就任 平成20年8月 当社代表取締役就任 平成21年6月 当社取締役就任(現任)	注3	54

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役		ジャン・ホフ ラック	昭和35年1月24日	昭和63年4月 Marion Merrell Dow Research Laboratories, Research Scientist, フランス 平成8年12月 Astra Structural Chemistry Laboratory, ディレクター, スウェーデン 平成12年1月 Enabling Sciences and Technologies, AstraZeneca, バイスプレジデント, スウェーデン 平成12年7月 Medicinal Chemistry and ADME-Tox, Johnson & Johnson PRD RED Europe, バイスプレジデント(現任), ベルギー 平成20年6月 当社取締役就任(現任)	注3	-
取締役		指輪 英明	昭和33年5月17日	昭和58年4月 大和証券株式会社 営業部 昭和62年10月 クラインオートベンソン証券営業部, 英国 平成元年8月 ゴールドマンサックス証券営業部, 米国 平成15年4月 日本コンシェルジュ株式会社 設立 代表取締役社長就任(現任) 平成17年10月 日活株式会社 取締役就任 平成18年6月 株式会社JPホールディングス 監査役就任(現任) 平成20年6月 当社取締役就任(現任)	注3	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役		リチャード・パーキンソン	昭和42年6月2日	平成6年1月 WASSERSTEIN PERELLA & CO., 新興市場担当シニアアソシエイト 香港 平成8年1月 SIGNATURE JAPAN CO.LTD, 共同創業者兼COO(最高業務執行責任者) 日本 平成12年12月 WHITNEY & CO., マネージングディレクター, 日本 平成15年1月 OPTIMA CAPITAL PTE LTD, 共同創業者兼マネージングディレクター, シンガポール / 日本(現任) 平成17年5月 Healthcare Partners II LP ジェネラル・パートナー 平成20年6月 当社取締役就任(現任)	注3	-
取締役 代表執行役	COO (最高執行責任者)	片岡 隆志	昭和11年3月30日	昭和34年4月 三井物産株式会社入社 昭和49年9月 フィリピン・ペトロケミカル・プロダクツ・インク 出向 社長就任 昭和58年12月 イラン-ジャパン・ペトロケミカル・カンパニー出向 取締役副社長就任 平成2年10月 大日精化工業株式会社米 国法人社長就任(出向) 平成11年12月 株式会社スピードグループ 監査役就任 平成17年11月 当社入社, 顧問就任 平成17年12月 当社監査役就任 平成20年8月 当社最高管理責任者就任 平成21年6月 当社取締役兼代表執行役COO 就任(現任)	注3	-
計						3,719

- (注) 1. 平成21年6月17日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって委員会設置会社に移行しております。また、当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年となりました。従いまして第9期は平成21年4月1日から平成21年12月31日までの9か月となります。
2. 取締役ジャン・ホフラック、指輪英明、リチャード・パーキンソンは、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 取締役の任期は、平成21年3月期に係る定時株主総会の終結の時から平成21年12月期に係る定時株主総会の終結の時であります。
4. 各委員会の委員については、今後の取締役会にて決定いたします。

(2) 執行役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表執行役社長	CEO	イン・ルオ	昭和40年7月16日	(1) 取締役 の状況参照	注	3,665
代表執行役	COO	片岡 隆志	昭和11年3月30日	(1) 取締役 の状況参照	注	-
計						3,665

(注) 平成21年6月17日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年となりました。第9期は平成21年4月1日から平成21年12月31日までの9か月となります。従いまして、執行役の任期は、平成21年3月期に係る定時株主総会終結後最初に開催される取締役会の時から平成21年12月期に係る定時株主総会終結後最初に開催される取締役会の終結の時であります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の効率化を図るとともに、同時に経営の健全性及び透明性を高めていくことが長期的に企業価値を向上させていくと考えており、それによって、株主をはじめとした多くのステークホルダーとの共存共栄が実現できると考えております。経営の健全性及び透明性を高めるためにコーポレート・ガバナンスを強化していくことが経営上の重要な課題であると認識しております。

コーポレート・ガバナンスの体制の状況

イ 取締役会の状況

当連結会計年度末において、取締役会は6名の取締役で構成されており、定時取締役会を毎月1回、また必要に応じて随時臨時取締役会を開催し、経営の基本方針、経営上の重要事項の決定、業務施策の進捗状況の確認等、重要な意思決定を行う機関として安定的かつ機動的な運用をしております。取締役会における経営監視機能を充実するため、取締役総数6名のうち社外取締役が3名を占めており、かつ社外取締役は企業経営と医薬事業の経験を有する人材を登用しております。

なお、当社の取締役は8名以内とする旨を定款に定めております。

また、当社は取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

ロ 監査役制度

当社は監査役会設置会社であります。監査役会は月1回、臨時監査役会は必要に応じて随時開催されております。当連結会計年度末において、常勤監査役1名と非常勤監査役2名で構成され、常に取締役会に出席し、取締役会の運用状況を監査しております。また、必要に応じて監査役間による協議を実施しており、監査役相互の意見交換を実施しております。

非常勤監査役は、企業経営の経験を有する人材を登用しております。また、常勤監査役は決裁書類の閲覧を随時行っているほか、全部署の業務の計画的な監査を実施しております。

八 経営会議

取締役兼オフィサーおよび最高管理責任者(CAO)により、毎月1回経営会議を開催しております。経営会議においては、経営上の重要事項や業務施策の進捗状況について、迅速な審議と意思疎通を行う体制としております。指揮命令系統はオフィサーを責任者として成り立っており、各部門は機能に基づき各部の管理職を通じ統制を行っております。具体的にはCEOが経営全般、CSOが研究開発担当部門、CAOが業務管理担当部門をそれぞれ統括しております。

二 内部統制システムの整備の状況及び内部監査

当社の内部統制システムは取締役会で承認された社内規程に従い、組織ごとの分掌業務の明確化及び権限の委譲が図られ、整備・運営されております。

内部監査は、経営管理部を主管部署として、全部署を対象に業務の適正な運営、改善、能率の増進を図ると共に、財産を保全し、不正過誤を予防しております。内部監査担当者は当社においては2名(相互牽制のため経営管理部以外からの1名を含む)、Shanghai Genomics, Inc.において2名であり、内部監査を計画的、網羅的に実施しております。

ホ 会計監査人その他第三者の状況

当社は現在、明誠監査法人による金融商品取引法に基づく監査を受けております。当社は会計監査人より是正勧告や改善提案等の指摘を受けた場合、これら指摘事項に関する是正改善を速やかに実施しております。また当社は必要に応じて法律顧問を通じ、弁護士等の外部専門家に重要な法的判断等の照会を実施し、これら専門家の見解を踏まえた検討を実施しております。

へ 内部監査担当者と監査役及び会計監査人の連携

当社では、内部監査担当者や監査役、会計監査人が監査の有効性と効率性を高めるため、適宜情報交換を行っております。特に内部監査担当者及び常勤監査役は、日常的な連携を行い、監査の継続的な改善を図っております。

当社と社外取締役、社外監査役の人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係の概要
社外取締役及び社外監査役は当社株式を保有しておりません。なお、当社と社外取締役及び社外監査役との間の取引関係その他の利害関係はありません。

役員報酬の内容

第8期における取締役の年間報酬の総額は常勤取締役延べ10名に対するものが57,624千円であり、うち社外取締役7名に対するものが8,916千円であります。常勤監査役延べ4名に対する報酬は8,038千円であり、うち社外監査役3名に対するものが5,538千円であります。

会計監査の内容

当社の会計監査人であるあずさ監査法人との監査契約が平成21年3月16日付で同法人により解除され、同法人が会計監査人を辞任したことに伴い、一時会計監査人として明誠監査法人を選任いたしました。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はありません。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成については、下記の通りとなります。

業務を執行した公認会計士の氏名：武田 剛、高尾 秀四郎

会計監査業務に係る補助者の構成：公認会計士 1名

その他 7名

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

責任限定契約

イ 取締役及び監査役

当社は、職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者も含む）及び監査役（監査役であったものも含む）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

ロ 社外取締役及び社外監査役

当社は、職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役と、責任の限度額を、10万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結できる旨を定款に定めております。

委員会設置会社への移行（平成21年6月19日現在）

平成21年6月17日開催の定時株主総会において、委員会設置会社への移行を内容とする定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査役会設置会社から委員会設置会社に移行しております。この移行の目的は、以下の通りであります。

イ 経営監督機能の強化

当社は、経営の執行と監督の分離を行い、取締役会及び指名、報酬、監査の3委員における審議、報告を通じて執行役の職務執行の監督を行ってまいります。

ロ 経営の透明性の向上

社外取締役を過半数とする指名、報酬及び監査の3委員会を設置し、会社法に規定される委員会の実効性を確保し、その機能を通じ、経営の透明性を一層高めてまいります。

ハ 経営の機動性の向上

経営の執行と監督の分離のもと、業務執行の決定、実行を執行役に委ね、適法・適正な範囲において、業務執行の迅速性を高めてまいります。

各委員会の体制については、指名委員会3名、報酬委員会3名、監査委員会3名であります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社			35,781	

連結子会社				
計			35,781	

(注) 上記金額は、あずさ監査法人に対する報酬28,781千円と、明誠監査法人に対する報酬7,000千円の合計額であります。

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は、監査公認会計士等としての経歴、監査の品質や監査に要する人員と時間等を総合考慮の上、決定しております。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号、以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前事業年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)及び前事業年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)の連結財務諸表及び財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

また、当社は、当連結会計年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)及び当事業年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)の連結財務諸表及び財務諸表について、明誠監査法人により監査を受けております。

当社の監査公認会計士等は次のとおり異動しております。

第7期連結会計年度の連結財務諸表及び第7期事業年度の財務諸表 あずさ監査法人

第8期連結会計年度の連結財務諸表及び第8期事業年度の財務諸表 明誠監査法人

当該異動について臨時報告書を提出しております。臨時報告書に記載した事項は次の通りです。当社の監査公認会計士等は次のとおり異動しております。

(1) 異動に関する監査公認会計士等の名称

選任する監査公認会計士等の名称 明誠監査法人

退任する監査公認会計士等の名称 あずさ監査法人

(2) 異動の年月日 平成21年3月16日

(3) 監査公認会計士等であった者が監査公認会計士等でなくなった場合

退任する監査公認会計士等が直近において監査公認会計士等となった年月日

平成20年7月1日

退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

異動の決定または異動に至った理由及び経緯

昨今の会計監査事情により、平成21年3月期の期末財務諸表監査および内部統制監査等の監査報酬の大幅な増加が予想されます。また、当社の組織体制の大幅な縮小化から、当社の事業規模に合致した監査法人に変更すべく、あずさ監査法人に対し監査契約解除の申し入れを行い、平成21年3月16日付で監査契約を合意解除することといたしました。

上記の理由および経緯に対する監査報告書等の記載事項に係る退任する監査公認会計士等の意見

該当事項はありません。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,385,405	493,051
売掛金	93,290	111,186
たな卸資産	113,261	78,904
その他	66,942	40,746
貸倒引当金	2,917	3,328
流動資産合計	1,655,983	720,559
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	70,935	58,413
減価償却累計額	55,791	56,456
建物附属設備(純額)	15,144	1,956
機械及び装置	116,170	121,393
減価償却累計額	38,707	50,284
機械及び装置(純額)	77,463	71,108
工具、器具及び備品	97,664	99,508
減価償却累計額	66,716	69,109
工具、器具及び備品(純額)	30,947	30,398
有形固定資産合計	123,555	103,463
無形固定資産		
のれん	517,774	359,677
ソフトウェア	41,856	3,604
その他	124	12,134
無形固定資産合計	559,755	375,416
投資その他の資産		
出資金	145,690	17,895
長期前払費用	74,922	-
その他	27,973	20,998
投資その他の資産合計	248,586	38,893
固定資産合計	931,897	517,774
資産合計	2,587,880	1,238,333

	前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	33,557	21,250
1年内返済予定の長期借入金	25,080	25,080
未払金	38,518	14,477
未払費用	15,428	8,663
賞与引当金	3,615	-
未払法人税等	9,476	1,316
その他	35,804	27,668
流動負債合計	161,481	98,457
固定負債		
長期借入金	41,480	16,400
固定負債合計	41,480	16,400
負債合計	202,961	114,857
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,821,608	2,858,258
資本剰余金	2,781,608	2,818,258
利益剰余金	3,188,411	4,554,796
自己株式	36	82
株主資本合計	2,414,768	1,121,638
評価・換算差額等		
為替換算調整勘定	29,849	263
評価・換算差額等合計	29,849	263
新株予約権	-	1,575
純資産合計	2,384,919	1,123,476
負債純資産合計	2,587,880	1,238,333

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
売上高	273,588	204,346
売上原価	2 171,790	2 172,200
売上総利益	101,798	32,146
販売費及び一般管理費	1. 2 1,386,850	1. 2 981,580
営業損失()	1,285,052	949,433
営業外収益		
受取利息	5,312	2,919
為替差益	30,996	-
補助金収入	8,725	12,095
その他	1,300	771
営業外収益合計	46,335	15,786
営業外費用		
支払利息	4,396	3,269
株式交付費	21,907	7
資金調達費用	13,119	1,482
為替差損	-	30,753
その他	1,310	3,503
営業外費用合計	40,735	39,017
経常損失()	1,279,451	972,665
特別利益		
賞与引当金戻入額	-	3 1,798
特別利益合計	-	1,798
特別損失		
固定資産除却損	4 940	-
出資金評価損	-	7 127,795
事業再編損	-	5 265,847
特別損失合計	940	393,642
税金等調整前当期純損失()	1,280,392	1,364,509
法人税、住民税及び事業税	2,401	1,876
少数株主損失()	3,338	-
当期純損失()	1,279,454	1,366,385

【連結株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	2,407,608	2,821,608
当期変動額		
新株の発行	414,000	36,650
当期変動額合計	414,000	36,650
当期末残高	2,821,608	2,858,258
資本剰余金		
前期末残高	2,367,608	2,781,608
当期変動額		
新株の発行	414,000	36,650
当期変動額合計	414,000	36,650
当期末残高	2,781,608	2,818,258
利益剰余金		
前期末残高	1,908,956	3,188,411
当期変動額		
当期純損失()	1,279,454	1,366,385
当期変動額合計	1,279,454	1,366,385
当期末残高	3,188,411	4,554,796
自己株式		
前期末残高	-	36
当期変動額		
自己株式の取得	36	46
当期変動額合計	36	46
当期末残高	36	82
株主資本合計		
前期末残高	2,866,259	2,414,768
当期変動額		
当期純損失()	1,279,454	1,366,385
新株の発行	828,000	73,301
自己株式の取得	36	46
当期変動額合計	451,491	1,293,130
当期末残高	2,414,768	1,121,638
評価・換算差額等		
為替換算調整勘定		
前期末残高	40,604	29,849
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	70,453	30,112
当期変動額合計	70,453	30,112
当期末残高	29,849	263

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
新株予約権		
前期末残高	-	-
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	1,575
当期変動額合計	-	1,575
当期末残高	-	1,575
少数株主持分		
前期末残高	77,791	-
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	77,791	-
当期変動額合計	77,791	-
当期末残高	-	-
純資産合計		
前期末残高	2,984,654	2,384,919
当期変動額		
当期純損失()	1,279,454	1,366,385
新株の発行	828,000	73,301
自己株式の取得	36	46
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	148,244	31,687
当期変動額合計	599,735	1,261,443
当期末残高	2,384,919	1,123,476

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失()	1,280,392	1,364,509
減価償却費	68,190	56,798
のれん償却額	117,780	158,097
賞与引当金の増減額(は減少)	3,903	3,743
受取利息	5,312	2,919
支払利息	4,396	3,269
為替差損益(は益)	-	1,036
事業再編損失	-	265,847
出資金評価損	-	127,795
株式交付費	21,907	7
資金調達費用	13,119	1,482
売上債権の増減額(は増加)	10,135	17,667
たな卸資産の増減額(は増加)	8,391	29,269
仕入債務の増減額(は減少)	18,440	12,768
その他の流動資産の増減額(は増加)	12,614	9,353
その他の流動負債の増減額(は減少)	36,298	73,562
その他	29,600	3,352
小計	1,030,303	879,473
利息の受取額	4,833	3,399
利息の支払額	4,130	3,241
事業再編による支出	-	61,098
法人税等の支払額	1,982	2,401
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,031,582	942,814
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	245,925	-
定期預金の払戻による収入	-	200,000
有形固定資産の取得による支出	47,678	11,479
無形固定資産の取得による支出	27,430	14,539
差入保証金の差入による支出	-	1,098
差入保証金の回収による収入	-	4,254
子会社出資金の取得による支出	477,874	-
その他	12,089	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	786,821	177,136
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	75,095	25,080
株式の発行による収入	792,972	72,125
自己株式の取得による支出	36	46
財務活動によるキャッシュ・フロー	717,841	46,999
現金及び現金同等物に係る換算差額	41,244	26,105

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
現金及び現金同等物の増減額 (は減少)	1,141,806	692,573
現金及び現金同等物の期首残高	2,284,672	1,142,865
現金及び現金同等物の期末残高	₁ 1,142,865	₁ 450,292

【継続企業の前提に関する注記】

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>当社グループは、創薬ベンチャーとして複数の創薬候補化合物（F647、F351、F1013）をパイプラインに持ち臨床試験と上市に向けた活動を行い、新薬の臨床上の有効性の検証を確立した後に日本や欧米に展開することを目的として事業活動を行っております。</p> <p>創薬ベンチャーという性質上、研究開発事業には多額の費用を要し、また投資資金の回収も他の産業と比較して相対的に長期に及ぶため、ベンチャー企業が当該事業に取り組む場合は、一般的にキャッシュ・フローのマイナスが先行する必然性があります。当社グループも創業以来継続的に営業損失を計上しており、当連結会計年度949,433千円の営業損失を計上いたしました。営業活動によるキャッシュ・フローも継続的にマイナスとなっており、当連結会計年度において942,814千円のキャッシュ・フローの減少となっております。また創薬の上市に関しては、必ずしも100%認可されるという保証はなく、継続企業の前提を検討する際の重要な不確実性を構成します。</p> <p>当社グループは当該状況を解消すべく、平成21年1月23日の取締役会において新経営計画を策定し、計画を達成できるように、業務の効率化を図っております。策定した新経営計画は経営資源をF647とF351の臨床試験及びF647の製造・販売の準備に集中させることを目的としております。新経営計画の概略及び当連結会計年度末の進捗状況は以下のとおりであります。</p> <p>Shanghai Genomics, Inc.において、整形外科関連商品製造・販売事業部門及び関連する2営業所の閉鎖を決議いたしました。当該部門はGu Bang等の製造販売を行っておりますが、中国国家食品薬品监督管理局により制定された新設備基準に適合するためには、今後約1千万円の追加設備投資が必要になることなどから、平成21年1月23日の取締役会において当該部門の閉鎖を決定いたしました。但し、製品在庫は完売まで販売継続の予定であります。</p> <p>当社グループは人員を継続的に削減してまいります。当社においては、前連結会計年度末に在籍していた25名の従業員を、福岡解析センターの閉鎖、本社機能の縮小などの合理化にともない、当連結会計年度末において7名にまで減少させております。またShanghai Genomics, Inc.においては、前連結会計年度末に在籍していた97名の従業員を、当連結会計年度末において66名まで減少させております。</p> <p>当社グループは、人件費以外の販売費及び一般管理費も削減してまいります。当社は、平成21年3月に、賃料を削減するために、新しい事務所に移転いたしました。また、多額であったIT関連費用を削減するために、すべてのリース契約を平成20年12月に解約いたしました。</p>

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>また、上記新経営計画に併せて、当社グループはグループ一体となって経費削減に取り組み、支出を抑制してまいります。これらの施策により、当連結会計年度末から1年超の必要資金を賄う体制にいたします。なお、平成20年5月18日に基本合意を締結したHengshan Pharmaceuticals Inc.の出資持分取得は、新たな資金調達が行われるまで実施する予定はありません。</p> <p>しかし、これらの対応策を関係者との協議を重ねながら進めている途上であり、もし予定したスケジュールでF647が上市できなければ、投資が回収できず、資金も枯渇するため、継続企業の前提に重要な不確実性が存在すると言えます。</p> <p>なお、当社グループは上記のような対応策を実行中であるため、連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表には反映しておりません。</p>

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

項目	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>すべての子会社を連結しております。</p> <p>連結子会社の数 2社 連結子会社の名称 GNI USA, Inc. Shanghai Genomics, Inc.</p>	<p>すべての子会社を連結しております。</p> <p>連結子会社の数 1社 連結子会社の名称 Shanghai Genomics, Inc. GNI USA, Inc.は当連結会計年度において清算したため、連結の範囲から除外しております。</p>
2 持分法の適用に関する事項	<p>非連結子会社及び関連会社がないため該当事項はありません。</p>	<p>同左</p>
3 連結子会社の事業年度等に関する事項	<p>Shanghai Genomics, Inc. の決算日は12月31日であり、上記は連結決算日（平成20年3月31日現在）で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。なお、当連結会計年度より中国新企業会計準則に基づき作成しております。</p>	<p>Shanghai Genomics, Inc. の決算日は12月31日であり、上記は連結決算日（平成21年3月31日現在）で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。</p>
4 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法	<p>(イ) デリバティブ取引により生ずる債権及び債務 当社は時価法を採用しております。</p> <p>(ロ) たな卸資産 原材料・貯蔵品・仕掛品 当社は、原材料については、先入先出法による原価法、仕掛品については個別法による原価法を採用しております。 Shanghai Genomics, Inc.は移動平均法による低価法を採用しております。</p>	<p>(イ)</p> <p>(ロ) たな卸資産 原材料・商品 当社は、先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法により算定）を採用しております。 Shanghai Genomics, Inc.は移動平均法による低価法を採用しております。 製品、貯蔵品 Shanghai Genomics, Inc.は移動平均法による低価法を採用しております。 仕掛品 Shanghai Genomics, Inc.は個別法による原価法を採用しております。</p> <p>(会計方針の変更) 当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）を適用しております。この変更に伴う損益に与える影響はありません。</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																				
(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法	<p>(イ) 有形固定資産</p> <p>当社及び GNI USA, Inc. は定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物附属設備</td> <td>3～15年</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td>3～6年</td> </tr> </table> <p>Shanghai Genomics, Inc. は定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物附属設備</td> <td>3～5年</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>5～10年</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td>5年</td> </tr> </table> <p>(会計方針の変更)</p> <p>当連結会計年度より、法人税法の改正に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。なお、この変更による損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(ロ) 無形固定資産</p> <p>当社及び連結子会社は定額法を採用しております。なお、販売用ソフトウェアについては見込販売可能期間(3年)、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。</p> <p>Shanghai Genomics, Inc. は自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(2年)に基づいております。</p> <p>(ハ) 長期前払費用</p> <p>Shanghai Genomics, Inc. が資産計上しているテクニカル・ノウハウを、長期前払費用として計上しております。償却期間は10年による定額法を採用しております。</p>	建物附属設備	3～15年	工具、器具及び備品	3～6年	建物附属設備	3～5年	機械及び装置	5～10年	工具、器具及び備品	5年	<p>(イ) 有形固定資産</p> <p>当社は定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物附属設備</td> <td>3～15年</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td>3～6年</td> </tr> </table> <p>Shanghai Genomics, Inc. は定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物附属設備</td> <td>3～5年</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>5～10年</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td>5年</td> </tr> </table> <p>(ロ) 無形固定資産</p> <p>同左</p> <p>(ハ) 長期前払費用</p> <p>同左</p>	建物附属設備	3～15年	工具、器具及び備品	3～6年	建物附属設備	3～5年	機械及び装置	5～10年	工具、器具及び備品	5年
建物附属設備	3～15年																					
工具、器具及び備品	3～6年																					
建物附属設備	3～5年																					
機械及び装置	5～10年																					
工具、器具及び備品	5年																					
建物附属設備	3～15年																					
工具、器具及び備品	3～6年																					
建物附属設備	3～5年																					
機械及び装置	5～10年																					
工具、器具及び備品	5年																					
(3) 重要な引当金の計上基準	<p>(イ) 貸倒引当金</p> <p>当社および連結子会社は、売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等、特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(ロ) 賞与引当金</p> <p>Shanghai Genomics, Inc. は、期末賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度における負担額を計上しております。</p>	<p>(イ) 貸倒引当金</p> <p>同左</p> <p>(ロ) 賞与引当金</p> <p>同左</p>																				
(4) 重要な繰延資産の処理方法	<p>株式交付費</p> <p>支出時に全額費用処理しております。</p>	<p>株式交付費</p> <p>同左</p>																				

項目	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
<p>(5)重要なリース取引の処理方法</p> <p>(6)その他連結財務諸表作成のための重要な事項</p>	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(イ)消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p> <p>(ロ)在外子会社の会計処理基準 在外子会社の採用する会計基準は、現地において一般に公正妥当と認められている会計処理基準に従っております。</p> <p>(会計方針の変更) Shanghai Genomics, Inc. は、当連結会計年度より、中国新企業会計準則に基づき、政府から受取った拠出金を「長期預り金」に、拠出金の目的たるプロジェクトの技術研究等に要する費用を流動資産「その他」に計上する方法から、政府から受け取った拠出金を営業外収益に計上し、この拠出金の目的たるプロジェクトの技術研究等に要する費用を、販売費及び一般管理費に計上する方法に会計方針を変更しております。</p> <p>これに伴い、従来の方法によった場合と比べ、営業損失が16,721千円、経常損失、税金等調整前当期純損失が7,995千円増加しております。なお、セグメント情報に与える影響額は当該箇所に記載しております。</p>	<p>(イ)消費税等の会計処理 同左</p> <p>(ロ)在外子会社の会計処理基準 在外子会社の採用する会計基準は、現地において一般に公正妥当と認められている会計処理基準に従っております。</p> <p>(会計方針の変更) 当連結会計年度より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用しております。この変更に伴う損益に与える影響はありません。</p>
<p>5 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項</p>	<p>連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。</p>	<p>同左</p>
<p>6 のれん及び負ののれんの償却に関する事項</p>	<p>のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。</p>	<p>同左</p>
<p>7 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲</p>	<p>手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>	<p>同左</p>

[次へ](#)

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
	<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>当連結会計年度年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 平成 5年 6月17日 企業会計審議会第一部会 平成19年 3月30日改正)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号 平成 6年 1月18日 日本公認会計士協会 会計制度委員会 平成19年 3月30日改正)を適用しております。</p> <p>なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年 3月31日以前のものについては、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。これによる損益に与える影響はありません。</p>

【追加情報】

前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
<p>(スプレッド方式の公募増資による新株式の発行)</p> <p>平成19年 8月30日を払込期日とする公募増資(ブックビルディング方式)による新株式の発行は、引受証券会社が引受価額で買取引受を行い、これを引受価額と異なる発行価格で一般投資家に販売するスプレッド方式によっております。</p> <p>スプレッド方式では、発行価格と引受価額との差額72,000千円が事実上の引受手数料であり、引受価額と同一の発行価格で一般投資家に販売する従来の方式であれば株式交付費として処理されたものであります。</p> <p>このため従来の方式によった場合に比べ、株式交付費の額と資本金および資本準備金の合計額は、それぞれ72,000千円少なく計上され、その結果、経常損失および税金等調整前当期純損失は同額少なく計上されております。</p>	

[次へ](#)

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	1 たな卸資産の内訳
	商品及び製品 26,467千円
	仕掛品 14,728千円
	原材料及び貯蔵品 37,707千円

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1 販売費及び一般管理費のうち主な費用及び金額は次のとおりであります。	1 販売費及び一般管理費のうち主な費用及び金額は次のとおりであります。
役員報酬 67,145千円	役員報酬 65,663千円
従業員給与 185,060千円	従業員給与 137,336千円
減価償却費 55,312千円	顧問料 133,308千円
のれん償却額 117,780千円	のれん償却額 158,097千円
賞与引当金繰入額 3,903千円	貸倒引当金繰入額 408千円
貸倒引当金繰入額 1,707千円	試験研究費 201,952千円
試験研究費 465,597千円	
2 研究開発費の総額	2 研究開発費の総額
一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費 465,597千円	一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費 201,952千円
	3 賞与引当金戻入額
	Shanghai Genomics, Inc.で賞与の支給を一部取り止めたために生じた、過年度に繰り入れた賞与引当金の目的外取崩です。
4 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。	
建物附属設備 282千円	
工具、器具及び備品 657千円	
合計 940千円	
	5 事業再編損の主な内訳
	減損損失 122,555千円
	棚卸資産評価減 67,142千円
	割増退職金 26,957千円
	ソフトウェア評価減 10,861千円

前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)																										
	<p>6 減損損失</p> <p>当社グループは、当連結会計年度において、事業再編により遊休化した以下の固定資産について減損損失を計上し、事業再編損に含めて表示しております。</p> <p>(1) 減損損失を認識した主な資産</p> <table border="1" data-bbox="799 360 1329 685"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上海</td> <td>遊休資産</td> <td>長期前払費用</td> <td>59,648千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">福岡</td> <td rowspan="3">遊休資産</td> <td>建物附属設備</td> <td>2,764千円</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td>3,062千円</td> </tr> <tr> <td>リース資産</td> <td>1,265千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">東京</td> <td rowspan="4">遊休資産</td> <td>建物附属設備</td> <td>6,329千円</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td>3,732千円</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>21,971千円</td> </tr> <tr> <td>リース資産</td> <td>23,783千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 資産のグルーピングの方法 原則として事業の種類別セグメント単位（単一）とし、遊休資産について個別物件単位でグルーピングしております。</p> <p>(3) 減損損失の認識に至った経緯 平成20年 8月 1日開催の取締役会において、当社グループの組織再編に関する方針を決議したことにより、創業解析センターの閉鎖と東京本社部門の縮小を実施中です。また平成21年 1月23日開催の取締役会において、連結子会社であるShanghai Genomics, Inc.の組織再編を決議しております。それぞれに伴い遊休化する固定資産に対し、減損損失を計上いたしました。</p> <p>(4) 回収可能額の算定方法 上記資産については、回収可能性が認められないため帳簿価額を全額減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。</p> <p>7 出資金評価損</p> <p>Beijing Continent Pharmaceutical Co., Ltd. 127,795千円</p>	場所	用途	種類	金額	上海	遊休資産	長期前払費用	59,648千円	福岡	遊休資産	建物附属設備	2,764千円	工具、器具及び備品	3,062千円	リース資産	1,265千円	東京	遊休資産	建物附属設備	6,329千円	工具、器具及び備品	3,732千円	ソフトウェア	21,971千円	リース資産	23,783千円
場所	用途	種類	金額																								
上海	遊休資産	長期前払費用	59,648千円																								
福岡	遊休資産	建物附属設備	2,764千円																								
		工具、器具及び備品	3,062千円																								
		リース資産	1,265千円																								
東京	遊休資産	建物附属設備	6,329千円																								
		工具、器具及び備品	3,732千円																								
		ソフトウェア	21,971千円																								
		リース資産	23,783千円																								

[前△](#) [次△](#)

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	60,881,831	10,000,000		70,881,831

(変動事由の概要)

普通株式の当期増加は、平成19年8月30日付で公募増資を行ったことによります。

2 自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)		400		400

(変動事由の概要)

自己株式の当期増加は、単元未満株式の買取請求による取得であります。

3 新株予約権に関する事項

会社名	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(千株)				当連結会計年度末残高(千円)
			前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第1回	普通株式	500			500	-
	第5回(注3)	普通株式	1,061		500	561	-
	第5回プランB	普通株式	20			20	-
	第5回プランC	普通株式	5			5	-
	第5回プランD	普通株式	100			100	-
	第5回プランE	普通株式	15			15	-
	第5回プランF	普通株式	493			493	-
	第6回プランA	普通株式	2,000			2,000	-
	第6回プランB	普通株式	120			120	-
	第6回プランC	普通株式	108			108	-
	第6回プランD	普通株式	664			664	-
	第6回プランE	普通株式	286			286	-
	第7回	普通株式	20			20	-
	第8回(注1)	普通株式	55			55	-
	第9回(注1)	普通株式	35			35	-
	第10回(注1)	普通株式	8			8	-
	第11回(注1)	普通株式	35			35	-
	第12回(注1)	普通株式	5			5	-
	第14回(注1)	普通株式	5			5	-
	第15回(注1)	普通株式	4			4	-
	第16回(注1)	普通株式	5			5	-
	第17回	普通株式	10			10	-
	第18回(注1)	普通株式	5			5	-
第19回(注1)	普通株式	50			50	-	
第20回(注1)	普通株式	44			44	-	
第21回(注1,2)	普通株式		58		58	-	
第22回(注1,2)	普通株式		18		18	-	
第23回(注1,2)	普通株式		27		27	-	
合計			5,653	103	500	5,256	

(注) 1. 権利行使期間の初日が到来しておりません。

2. 増加は新株予約権発行によるものであります。

3. 減少は契約に伴う失効に伴うものであります。

当連結会計年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	70,881,831	3,187,000		74,068,831

(変動事由の概要)

普通株式の当期増加は、平成20年8月18日付で第三者割当増資を行ったことによります。

2 自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	400	1,000		1,400

(変動事由の概要)

自己株式の当期増加は、単元未満株式の買取請求による取得であります。

3 新株予約権に関する事項

会社名	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(千株)				当連結会計年度末残高(千円)
			前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第1回	普通株式	500	-	-	500	-
	第5回(注3)	普通株式	56	-	56	-	-
	第5回プランB(注3)	普通株式	20	-	15	5	-
	第5回プランC(注3)	普通株式	5	-	5	-	-
	第5回プランD(注3)	普通株式	100	-	100	-	-
	第5回プランE(注3)	普通株式	15	-	15	-	-
	第5回プランF(注3)	普通株式	493	-	93	400	-
	第6回プランA	普通株式	2,000	-	-	2,000	-
	第6回プランB(注3)	普通株式	120	-	100	20	-
	第6回プランC(注3)	普通株式	108	-	88	20	-
	第6回プランD(注3)	普通株式	664	-	70	594	-
	第6回プランE(注3)	普通株式	286	-	124	162	-
	第7回	普通株式	20	-	-	20	-
	第8回(注3)	普通株式	55	-	55	-	-
	第9回(注3)	普通株式	35	-	35	-	-
	第10回(注3)	普通株式	8	-	8	-	-
	第11回(注3)	普通株式	35	-	35	-	-
	第12回	普通株式	5	-	-	5	-
	第14回(注3)	普通株式	5	-	5	-	-
	第15回	普通株式	4	-	-	4	-
	第16回	普通株式	5	-	-	5	-
	第17回	普通株式	10	-	-	10	-
	第18回(注3)	普通株式	5	-	5	-	-
	第19回(注3)	普通株式	50	-	50	-	-
	第20回(注3)	普通株式	44	-	30	14	-
	第21回(注3)	普通株式	58	-	41	17	-
第22回(注3)	普通株式	18	-	18	-	-	
第23回(注3)	普通株式	27	-	15	12	-	
第24回(注1,2)	普通株式	-	360	-	360	1,422	
第25回(注1,2)	普通株式	-	30	-	30	52	
第26回(注1,2)	普通株式	-	50	-	50	99	
合計			5,256	440	1,468	4,228	1,575

(注) 1. 権利行使期間の初日が到来しておりません。

2. 増加は新株予約権発行によるものであります。

3. 減少は契約による失効に伴うものであります。

[前へ](#) [次へ](#)

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
<p>1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表 に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年 3月31日現在)</p> <p style="text-align: right;">(千円)</p> <p>現金及び預金勘定 1,385,405</p> <p>預金期間が3ヶ月を超える定期預金 242,540</p> <p>現金及び現金同等物 1,142,865</p>	<p>1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表 に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年 3月31日現在)</p> <p style="text-align: right;">(千円)</p> <p>現金及び預金勘定 493,051</p> <p>預入期間が3ヶ月を超える定期預金 42,759</p> <p>現金及び現金同等物 450,292</p>

[前へ](#) [次へ](#)

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)																
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に関する注記	リース取引開始日が平成20年 3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。																
リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額	リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 当連結会計年度においてリース契約を解約しておりますので、該当事項はありません。																
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額 相当額 (千円)</th> <th>減価償却累 計額相当額 (千円)</th> <th>期末残高 相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td>86,204</td> <td>39,306</td> <td>46,897</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>13,235</td> <td>5,151</td> <td>8,084</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>99,440</td> <td>44,457</td> <td>54,982</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額 相当額 (千円)	減価償却累 計額相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)	工具、器具及び備品	86,204	39,306	46,897	ソフトウェア	13,235	5,151	8,084	合計	99,440	44,457	54,982	
	取得価額 相当額 (千円)	減価償却累 計額相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)														
工具、器具及び備品	86,204	39,306	46,897														
ソフトウェア	13,235	5,151	8,084														
合計	99,440	44,457	54,982														
<p>未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>33,580千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>24,121千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>57,701千円</td> </tr> </tbody> </table>	1年以内	33,580千円	1年超	24,121千円	合計	57,701千円	<p>未経過リース料期末残高相当額</p> <p>当連結会計年度においてリース契約を解約しておりますので、該当事項はありません。</p>										
1年以内	33,580千円																
1年超	24,121千円																
合計	57,701千円																
<p>支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>36,452千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>32,146千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>6,259千円</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	36,452千円	減価償却費相当額	32,146千円	支払利息相当額	6,259千円	<p>支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失</p> <table> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>26,409千円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td>23,246千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>17,586千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>3,279千円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>23,246千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 上記減損損失のほかに、注記省略取引に係る減損損失1,802千円を計上しております。 2 リース資産減損勘定の取崩額には、リース契約の中途解約による取崩額を含んでおります。</p>	支払リース料	26,409千円	リース資産減損勘定の取崩額	23,246千円	減価償却費相当額	17,586千円	支払利息相当額	3,279千円	減損損失	23,246千円
支払リース料	36,452千円																
減価償却費相当額	32,146千円																
支払利息相当額	6,259千円																
支払リース料	26,409千円																
リース資産減損勘定の取崩額	23,246千円																
減価償却費相当額	17,586千円																
支払利息相当額	3,279千円																
減損損失	23,246千円																
<p>減価償却費相当額の算定方法</p> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を0円とする定額法によっております。</p>	<p>減価償却費相当額の算定方法</p> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を0円とする定額法によっております。</p>																
<p>利息相当額の算定方法</p> <p>リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、当期への配分方法については、利息法によっております。</p>	<p>利息相当額の算定方法</p> <p>リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p>																

(有価証券関係)

前連結会計年度(自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)及び当連結会計年度(自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)及び当連結会計年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

当社グループは、デリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

(退職給付関係)

前連結会計年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)及び当連結会計年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

当社グループは、退職給付制度を採用していないため、該当事項はありません。

[前△](#) [次△](#)

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

1. 当連結会計年度における費用計上額及び科目名

費用計上はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第5回新株予約権
付与対象者の区分及び数	取締役 1名	取締役 1名 従業員 5名 子会社の役員 1名 社外の協力先 14名 社外の協力先 1社
株式の種類及び付与数	普通株式 500,000株	普通株式 1,311,000株
付与日	平成15年6月19日	平成16年6月29日
権利確定条件	<p>権利行使時においても当社、当社の子会社または当社の関係会社(Gene Networks, Inc.を含む。)の取締役または従業員の地位にあることを要するものとする。但し、当該地位を失った後も3ヶ月(身体または精神の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該地位を失った時点で権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	<p>1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自平成17年6月20日 至平成24年3月19日	<p>優遇税制適用の場合 自平成18年7月1日 至平成26年6月29日</p> <p>優遇税制適用外の場合 自平成17年7月1日 至平成26年6月29日</p>

	第5回新株予約権プランB	第5回新株予約権プランC	第5回新株予約権プランD
付与対象者の区分及び数	社外の協力先 4名	社外の協力先 1名	社外の協力先 1社
株式の種類及び付与数	普通株式 20,000株	普通株式 5,000株	普通株式 100,000株
付与日	平成16年7月12日	平成16年12月6日	平成17年1月18日
権利確定条件	<p>1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p> <p>()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却される時、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときは、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	<p>1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p> <p>()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却される時、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときは、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	<p>1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p> <p>()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却される時、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときは、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自平成17年7月1日 至平成26年6月29日	自平成17年7月1日 至平成26年6月29日	自平成17年7月1日 至平成26年6月29日

	第5回新株予約権プランE	第5回新株予約権プランF	第6回新株予約権プランA
付与対象者の区分及び数	従業員 1名	子会社の従業員 37名 社外の協力先 24名	取締役 1名
株式の種類及び付与数	普通株式 15,000株	普通株式 516,000株	普通株式 2,000,000株
付与日	平成17年4月15日	平成17年6月13日	平成17年7月28日
権利確定条件	<p>1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p> <p>()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却される時、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときは、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	<p>1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p> <p>()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却される時、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときは、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	<p>1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p> <p>()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却される時、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときは、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成19年4月16日 至 平成26年6月29日	優遇税制適用の場合 自 平成19年6月28日 至 平成26年6月29日 優遇税制適用外の場合 自 平成18年6月28日 至 平成26年6月29日	自 平成19年7月29日 至 平成27年6月30日

	第6回新株予約権プランB	第6回新株予約権プランC	第6回新株予約権プランD
付与対象者の区分及び数	子会社の従業員 2名 社外の協力先 1社	従業員 5名	子会社の従業員 5名 社外の協力先 1社 社外の協力先 1名
株式の種類及び付与数	普通株式 120,000株	普通株式 153,000株	普通株式 664,000株
付与日	平成17年10月20日	平成17年11月21日	平成18年1月20日
権利確定条件	<p>1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p> <p>()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却されるとき、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときは、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	<p>1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p> <p>()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却されるとき、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときは、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	<p>1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p> <p>()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却されるとき、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときは、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	<p>優遇税制適用の場合 自 平成19年10月21日 至 平成27年6月30日</p> <p>優遇税制適用外の場合 自 平成18年10月21日 至 平成27年6月30日</p>	<p>自 平成19年11月22日 至 平成27年6月30日</p>	<p>優遇税制適用の場合 自 平成20年1月21日 至 平成27年6月30日</p> <p>優遇税制適用外の場合 自 平成19年1月21日 至 平成27年6月30日</p>

	第 6 回新株予約権プランE	第 7 回新株予約権	第 8 回～第16回 新株予約権
付与対象者の区分及び数	従業員 3名 子会社の従業員 3名 社外の協力先 5名	社外の協力先 1名	従業員 4名 子会社の従業員 6名
株式の種類及び付与数	普通株式 286,000株	普通株式 20,000株	普通株式 152,000株
付与日	平成18年4月19日	平成18年6月20日	平成18年8月14日
権利確定条件	<p>1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p> <p>()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却されるとき、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の取引先、コンサルタント等の当社協力先の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	<p>優遇税制適用の場合 自 平成20年4月20日 至 平成27年6月30日</p> <p>優遇税制適用外の場合 自 平成19年4月20日 至 平成27年6月30日</p>	自 平成19年6月21日 至 平成28年6月20日	自 平成20年8月15日 至 平成28年6月20日

	第17回新株予約権	第18回新株予約権	第19回新株予約権
付与対象者の区分及び数	社外の協力先 1名	従業員 1名	従業員 1名
株式の種類及び付与数	普通株式 10,000株	普通株式 5,000株	普通株式 50,000株
付与日	平成18年8月14日	平成18年9月19日	平成18年11月16日
権利確定条件	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の取引先、コンサルタント等の当社協力先の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自平成19年8月15日 至平成28年6月20日	自平成20年9月20日 至平成28年6月20日	自平成20年11月17日 至平成28年6月20日

	第20回新株予約権	第21回新株予約権	第22回新株予約権
付与対象者の区分及び数	従業員 1名 子会社の従業員 5名	従業員 5名 子会社の従業員 5名	従業員 2名
株式の種類及び付与数	普通株式 44,000株	普通株式 58,000株	普通株式 18,000株
付与日	平成19年3月13日	平成19年4月13日	平成19年5月14日
権利確定条件	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自平成21年3月14日 至平成28年6月20日	自平成21年4月14日 至平成28年6月20日	自平成21年5月15日 至平成28年6月20日

	第23回新株予約権
付与対象者の区分及び数	社外の協力先 3名
株式の種類及び付与数	普通株式 27,000株
付与日	平成19年5月14日
権利確定条件	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の取引先、コンサルタント等の当社協力先の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成20年5月15日 至 平成28年6月20日

(2) ストック・オプションの規模及び変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

会社名	提出会社					
	第1回 新株予約権	第5回 新株予約権	第5回新株予 約権プランB	第5回新株予 約権プランC	第5回新株予 約権プランD	第5回新株予 約権プランE
決議年月日	平成15年 6月19日	平成16年 6月29日	平成16年 7月12日	平成16年 12月6日	平成17年 1月18日	平成17年 4月15日
権利確定前						
期首(株)	-	-	-	-	-	15,000
付与(株)	-	-	-	-	-	-
失効(株)	-	-	-	-	-	-
権利確定(株)	-	-	-	-	-	15,000
未確定残(株)	-	-	-	-	-	-
権利確定後						
期首(株)	500,000	1,061,000	20,000	5,000	100,000	-
権利確定(株)	-	-	-	-	-	15,000
権利行使(株)	-	-	-	-	-	-
失効(株)	-	500,000	-	-	-	-
未行使残(株)	500,000	561,000	20,000	5,000	100,000	15,000

会社名	提出会社					
	第5回新株予 約権プランF	第6回新株予 約権プランA	第6回新株予 約権プランB	第6回新株予 約権プランC	第6回新株予 約権プランD	第6回新株予 約権プランE
決議年月日	平成17年 6月13日	平成17年 7月28日	平成17年 10月20日	平成17年 11月21日	平成18年 1月20日	平成18年 4月19日
権利確定前						
期首(株)	277,000	2,000,000	70,000	108,000	134,000	286,000
付与(株)	-	-	-	-	-	-
失効(株)	-	-	-	-	-	-
権利確定(株)	277,000	2,000,000	70,000	108,000	134,000	47,000
未確定残(株)	-	-	-	-	-	239,000
権利確定後						
期首(株)	216,000	-	50,000	-	530,000	-
権利確定(株)	277,000	2,000,000	70,000	108,000	134,000	47,000
権利行使(株)	-	-	-	-	-	-
失効(株)	-	-	-	-	-	-
未行使残(株)	493,000	2,000,000	120,000	108,000	664,000	47,000

会社名	提出会社					
回次	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権	第9回 新株予約権	第10回 新株予約権	第11回 新株予約権	第12回 新株予約権
決議年月日	平成18年 6月20日	平成18年 8月14日	平成18年 8月14日	平成18年 8月14日	平成18年 8月14日	平成18年 8月14日
権利確定前						
期首(株)	20,000	55,000	35,000	8,000	35,000	5,000
付与(株)	-	-	-	-	-	-
失効(株)	-	-	-	-	-	-
権利確定(株)	20,000	-	-	-	-	-
未確定残(株)	-	55,000	35,000	8,000	35,000	5,000
権利確定後						
期首(株)	-	-	-	-	-	-
権利確定(株)	20,000	-	-	-	-	-
権利行使(株)	-	-	-	-	-	-
失効(株)	-	-	-	-	-	-
未行使残(株)	20,000	-	-	-	-	-

会社名	提出会社					
回次	第14回 新株予約権	第15回 新株予約権	第16回 新株予約権	第17回 新株予約権	第18回 新株予約権	第19回 新株予約権
決議年月日	平成18年 8月14日	平成18年 8月14日	平成18年 8月14日	平成18年 8月14日	平成18年 9月19日	平成18年 11月16日
権利確定前						
期首(株)	5,000	4,000	5,000	10,000	5,000	50,000
付与(株)	-	-	-	-	-	-
失効(株)	-	-	-	-	-	-
権利確定(株)	-	-	-	10,000	-	-
未確定残(株)	5,000	4,000	5,000	-	5,000	50,000
権利確定後						
期首(株)	-	-	-	-	-	-
権利確定(株)	-	-	-	10,000	-	-
権利行使(株)	-	-	-	-	-	-
失効(株)	-	-	-	-	-	-
未行使残(株)	-	-	-	10,000	-	-

会社名	提出会社			
	第20回 新株予約権	第21回 新株予約権	第22回 新株予約権	第23回 新株予約権
回次				
決議年月日	平成19年 3月13日	平成19年 4月13日	平成19年 5月14日	平成19年 5月14日
権利確定前				
期首(株)	44,000	-	-	-
付与(株)	-	58,000	18,000	27,000
失効(株)	-	-	-	-
権利確定(株)	-	-	-	-
未確定残(株)	44,000	58,000	18,000	27,000
権利確定後				
期首(株)	-	-	-	-
権利確定(株)	-	-	-	-
権利行使(株)	-	-	-	-
失効(株)	-	-	-	-
未行使残(株)	-	-	-	-

単価情報

会社名	提出会社				
回次	第1回新株 予約権	第5回新株 予約権	第5回新株予 約権プランB	第5回新株予 約権プランC	第5回新株予 約権プランD
決議年月日	平成15年 6月19日	平成16年 6月29日	平成16年 7月12日	平成16年 12月6日	平成17年 1月18日
権利行使価格(円)	4.732	55	55	55	55
行使時平均株価(円)	-	-	-	-	-
付与日における公正な 評価単価(円)	(注1)-	(注1)-	(注1)-	(注1)-	(注1)-

会社名	提出会社					
回次	第5回新株予 約権プランE	第5回新株予 約権プランF	第6回新株予 約権プランA	第6回新株予 約権プランB	第6回新株予 約権プランC	第6回新株予 約権プランD
決議年月日	平成17年 4月15日	平成17年 6月13日	平成17年 7月28日	平成17年 10月20日	平成17年 11月21日	平成18年 1月20日
権利行使価格(円)	65	110	110	110	110	140
行使時平均株価(円)	-	-	-	-	-	-
付与日における公正な 評価単価(円)	(注1)-	(注1)-	(注1)-	(注1)-	(注1)-	(注1)-

会社名	提出会社					
回次	第6回新株予 約権プランE	第7回新株 予約権	第8回~第17 回新株予約権	第18回新株 予約権	第19回新株 予約権	第20回新株 予約権
決議年月日	平成18年 4月19日	平成18年 6月20日	平成18年 8月14日	平成18年 9月19日	平成18年 11月16日	平成19年 3月13日
権利行使価格(円)	140	140	140	140	140	220
行使時平均株価(円)	-	-	-	-	-	-
付与日における公正な 評価単価(円)	(注1)-	(注2)-	(注2)-	(注2)-	(注2)-	(注2)-

会社名		
回次	第21回 新株予約権	第22回～第 23回新株 予約権
決議年月日	平成19年 4月13日	平成19年 5月14日
権利行使価格(円)	220	220
行使時平均株価(円)	-	-
付与日における公正な 評価単価(円)	(注2) -	(注2) -

(注) 1. 会社法の施行日前に付与されたストック・オプションであるため、記載していません。

2. 公正な評価単価に代え、本源的価値の見積もりによっております。

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は株式を証券取引所に上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単価を単位当たりの本源的価値により算定しております。単位当たりの本源的価値は収益還元法により算定した株式評価額から行使価格を控除して算定しております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの当連結会計年度末における本源的価値の合計額

- 千円

6. 当連結会計年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1. 当連結会計年度における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費（株式報酬費用） 1,575千円

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第5回新株予約権プランB	第5回新株予約権プランF
付与対象者の区分及び数	取締役 1名	社外の協力先 1名	子会社の従業員 22名 社外の協力先 18名
株式の種類及び付与数	普通株式 500,000株	普通株式 5,000株	普通株式 400,000株
付与日	平成15年6月19日	平成16年7月12日	平成17年6月13日
権利確定条件	<p>権利行使時においても当社、当社の子会社または当社の関係会社（Gene Networks, Inc.を含む。）の取締役または従業員の地位にあることを要するものとする。但し、当該地位を失った後も3ヶ月（身体または精神の障害により当該地位を失った場合には1年間）に限り、当該地位を失った時点で権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	<p>1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p> <p>()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき（ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く）、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却されるとき、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときは、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	<p>1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p> <p>()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき（ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く）、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却されるとき、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときは、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成17年6月20日 至 平成24年3月19日	自 平成17年7月1日 至 平成26年6月29日	<p>優遇税制適用の場合 自 平成19年6月28日 至 平成26年6月29日</p> <p>優遇税制適用外の場合 自 平成18年6月28日 至 平成26年6月29日</p>

	第6回新株予約権プランA	第6回新株予約権プランB	第6回新株予約権プランC
付与対象者の区分及び数	取締役 1名	子会社の従業員 1名	従業員 1名
株式の種類及び付与数	普通株式 2,000,000株	普通株式 20,000株	普通株式 20,000株
付与日	平成17年7月28日	平成17年10月20日	平成17年11月21日
権利確定条件	<p>1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p> <p>()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却される時、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	<p>1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p> <p>()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却される時、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	<p>1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p> <p>()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却される時、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成19年7月29日 至 平成27年6月30日	<p>優遇税制適用の場合 自 平成19年10月21日 至 平成27年6月30日</p> <p>優遇税制適用外の場合 自 平成18年10月21日 至 平成27年6月30日</p>	自 平成19年11月22日 至 平成27年6月30日

	第6回新株予約権プランD	第6回新株予約権プランE	第7回新株予約権
付与対象者の区分及び数	子会社の従業員 4名 社外の協力先 1社	従業員 1名 社外の協力先 4名	社外の協力先 1名
株式の種類及び付与数	普通株式 594,000株	普通株式 162,000株	普通株式 20,000株
付与日	平成18年1月20日	平成18年4月19日	平成18年6月20日
権利確定条件	<p>1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p> <p>()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却されるとき、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	<p>1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p> <p>()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却されるとき、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の取引先、コンサルタント等の当社協力先の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	<p>優遇税制適用の場合 自 平成20年1月21日 至 平成27年6月30日</p> <p>優遇税制適用外の場合 自 平成19年1月21日 至 平成27年6月30日</p>	<p>優遇税制適用の場合 自 平成20年4月20日 至 平成27年6月30日</p> <p>優遇税制適用外の場合 自 平成19年4月20日 至 平成27年6月30日</p>	自 平成19年6月21日 至 平成28年6月20日

	第12回新株予約権	第15回新株予約権	第16回新株予約権
付与対象者の区分及び数	子会社の従業員 1名	子会社の従業員 1名	子会社の従業員 1名
株式の種類及び付与数	普通株式 5,000株	普通株式 4,000株	普通株式 5,000株
付与日	平成18年 8月14日	平成18年 8月14日	平成18年 8月14日
権利確定条件	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成20年 8月15日 至 平成28年 6月20日	自 平成20年 8月15日 至 平成28年 6月20日	自 平成20年 8月15日 至 平成28年 6月20日

	第17回新株予約権	第20回新株予約権	第21回新株予約権
付与対象者の区分及び数	社外の協力先 1名	子会社の従業員 3名	子会社の従業員 3名
株式の種類及び付与数	普通株式 10,000株	普通株式 14,000株	普通株式 17,000株
付与日	平成18年8月14日	平成19年3月13日	平成19年4月13日
権利確定条件	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の取引先、コンサルタント等の当社協力先の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成19年8月15日 至 平成28年6月20日	自 平成21年3月14日 至 平成28年6月20日	自 平成21年4月14日 至 平成28年6月20日

	第23回新株予約権	第24回新株予約権	第25回新株予約権
付与対象者の区分及び数	社外の協力先 1名	社外取締役 3名 監査役 4名	社外の協力先 1名
株式の種類及び付与数	普通株式 12,000株	普通株式 360,000株	普通株式 30,000株
付与日	平成19年5月14日	平成20年8月6日	平成20年12月4日
権利確定条件	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の取引先、コンサルタント等の当社協力先の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の取引先、コンサルタント等の当社協力先の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません
権利行使期間	自 平成20年5月15日 至 平成28年6月20日	自 平成22年8月7日 至 平成30年8月6日	自 平成21年11月21日 至 平成30年11月20日

	第26回新株予約権
付与対象者の区分及び数	社外の協力先 1名
株式の種類及び付与数	普通株式 50,000株
付与日	平成21年1月5日
権利確定条件	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の取引先、コンサルタント等の当社協力先の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成21年12月20日 至 平成30年12月19日

(2) ストック・オプションの規模及び変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

会社名	提出会社					
	第1回 新株予約権	第5回新株予 約権プランB	第5回新株予 約権プランF	第6回新株予 約権プランA	第6回新株予 約権プランB	第6回新株予 約権プランC
決議年月日	平成15年 6月19日	平成16年 7月12日	平成17年 6月13日	平成17年 7月28日	平成17年 10月20日	平成17年 11月21日
権利確定前						
期首(株)	-	-	-	-	-	-
付与(株)	-	-	-	-	-	-
失効(株)	-	-	-	-	-	-
権利確定(株)	-	-	-	-	-	-
未確定残(株)	-	-	-	-	-	-
権利確定後						
期首(株)	500,000	20,000	493,000	2,000,000	120,000	108,000
権利確定(株)	-	-	-	-	-	-
権利行使(株)	-	-	-	-	-	-
失効(株)	-	15,000	93,000	-	100,000	88,000
未行使残(株)	500,000	5,000	400,000	2,000,000	20,000	20,000

会社名	提出会社					
	第6回新株予 約権プランD	第6回新株予 約権プランE	第7回 新株 予約権	第12回 新株予約権	第15回 新株予約権	第16回 新株予約権
決議年月日	平成18年 1月20日	平成18年 4月19日	平成18年 6月20日	平成18年 8月14日	平成18年 8月14日	平成18年 8月14日
権利確定前						
期首(株)	-	239,000	-	5,000	4,000	5,000
付与(株)	-	-	-	-	-	-
失効(株)	-	-	-	-	-	-
権利確定(株)	-	239,000	-	5,000	4,000	5,000
未確定残(株)	-	-	-	-	-	-
権利確定後						
期首(株)	664,000	47,000	20,000	-	-	-
権利確定(株)	-	239,000	-	5,000	4,000	5,000
権利行使(株)	-	-	-	-	-	-
失効(株)	70,000	124,000	-	-	-	-
未行使残(株)	594,000	162,000	20,000	5,000	4,000	5,000

会社名	提出会社					
回次	第17回 新株予約権	第20回 新株予約権	第21回 新株予約権	第23回 新株予約権	第24回 新株予約権	第25回 新株予約権
決議年月日	平成18年 8月14日	平成19年 3月13日	平成19年 4月13日	平成19年 5月14日	平成20年 7月22日	平成20年 11月20日
権利確定前						
期首(株)	-	44,000	58,000	27,000	-	-
付与(株)	-	-	-	-	360,000	30,000
失効(株)	-	-	-	-	-	-
権利確定(株)	-	44,000	58,000	27,000	-	-
未確定残(株)	-	-	-	-	360,000	30,000
権利確定後						
期首(株)	10,000	-	-	-	-	-
権利確定(株)	-	44,000	58,000	27,000	-	-
権利行使(株)	-	-	-	-	-	-
失効(株)	-	30,000	41,000	15,000	-	-
未行使残(株)	10,000	14,000	17,000	12,000	-	-

会社名	提出会社
回次	第26回 新株予約権
決議年月日	平成20年 12月19日
権利確定前	
期首(株)	-
付与(株)	50,000
失効(株)	-
権利確定(株)	-
未確定残(株)	50,000
権利確定後	
期首(株)	-
権利確定(株)	-
権利行使(株)	-
失効(株)	-
未行使残(株)	-

単価情報

会社名	提出会社				
回次	第1回 新株予約権	第5回新株予 約権プランB	第5回新株予 約権プランF	第6回新株予 約権プランA	第6回新株予 約権プランB
決議年月日	平成15年 6月19日	平成16年 7月12日	平成17年 6月13日	平成17年 7月28日	平成17年 10月20日
権利行使価格(円)	4.732	55	110	110	110
行使時平均株価(円)	-	-	-	-	-
付与日における公正な 評価単価(円)	(注1)-	(注1)-	(注1)-	(注1)-	(注1)-

会社名	提出会社					
回次	第6回新株予 約権プランC	第6回新株予 約権プランD	第6回新株予 約権プランE	第7回 新株予約権	第12回 新株予約権	第15回 新株予約権
決議年月日	平成17年 11月21日	平成18年 1月20日	平成18年 4月19日	平成18年 6月20日	平成18年 8月14日	平成18年 8月14日
権利行使価格(円)	110	140	140	140	140	140
行使時平均株価(円)	-	-	-	-	-	-
付与日における公正な 評価単価(円)	(注1)-	(注1)-	(注1)-	(注1)-	(注2)-	(注2)-

会社名	提出会社					
回次	第16回 新株予約権	第17回 新株予約権	第20回 新株予約権	第21回 新株予約権	第23回 新株予約権	第24回 新株予約権
決議年月日	平成18年 8月14日	平成18年 8月14日	平成19年 3月13日	平成19年 4月13日	平成19年 5月14日	平成20年 7月22日
権利行使価格(円)	140	140	220	220	220	35
行使時平均株価(円)	-	-	-	-	-	-
付与日における公正な 評価単価(円)	(注2)-	(注2)	(注2)	(注2)	(注2)	12.3

会社名	提出会社	
回次	第25回 新株予約権	第26回 新株予約権
決議年月日	平成20年 11月20日	平成20年 12月19日
権利行使価格(円)	9	10
行使時平均株価(円)	-	-
付与日における公正な 評価単価(円)	5.2	7.9

- (注) 1. 会社法の施行日前に付与されたストック・オプションであるため、記載していません。
2. 公正な評価単価に代え、本源的価値の見積もりによっております。
3. スtock・オプションの当連結会計年度末における本源的価値の合計額
- 千円
4. 当連結会計年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
該当事項はありません。

3 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 使用した算定技法

ブラック・ショールズ式

(2) 使用した主な基礎数値及びその見積方法

回次	第24回 新株予約権	第25回 新株予約権	第26回 新株予約権
株価変動性(注1)	78.0%	103.9%	106.8%
予想残存期間(注2)	6.0年	5.4年	5.4年
予想配当(注3)	0円/株	0円/株	0円/株
無リスク利率(注4)	1.70%	1.5%	1.4%

- (注) 1. 当社は上場してまだ1年しか経過しておらず、算定に必要な株価がないため数社の類似会社の株価実績に基づき算定しております。
2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。
3. 過去の配当実績及び今後の配当予定に基づいて算定しております。
4. 予想残存期間に対応する期間に対応する長期国債の平均値利回りであります。

[前へ](#) [次へ](#)

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p style="text-align: right;">(千円)</p> <p>繰延税金資産</p> <p>繰越欠損金 1,131,991</p> <p>未払事業税 2,692</p> <p>貸倒引当金 125</p> <p>減価償却費 814</p> <p>賞与引当金 1,038</p> <p>棚卸資産評価損 965</p> <p>繰延税金資産小計 1,137,627</p> <p>評価性引当額 1,137,627</p> <p>繰延税金資産合計 -</p> <p>繰延税金負債 -</p> <p>繰延税金負債合計 -</p> <p>繰延税金資産負債の純額 -</p>	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p style="text-align: right;">(千円)</p> <p>繰延税金資産</p> <p>繰越欠損金 1,518,167</p> <p>未払事業税 837</p> <p>貸倒引当金 99</p> <p>減価償却費 306</p> <p>賞与引当金 2,963</p> <p>減損損失 43,920</p> <p>棚卸資産評価損 14,671</p> <p>繰延税金資産小計 1,573,364</p> <p>評価性引当額 1,573,364</p> <p>繰延税金資産合計 -</p> <p>繰延税金負債 -</p> <p>繰延税金負債合計 -</p> <p>繰延税金資産負債の純額 -</p>
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の項目別内訳</p> <p>税金等調整前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。</p>	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の項目別内訳</p> <p>税金等調整前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。</p>

[前へ](#)

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)及び当連結会計年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

当社及び連結子会社は、創薬事業会社として、同一セグメントに属する事業を行っており、当該事業以外に事業の種類がないため該当事項はありません。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

	日本 (千円)	中国 (千円)	米国 (千円)	計 (千円)	消去 又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高及び営業損益						
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	66,735	206,853		273,588		273,588
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高		219,843	12,077	231,921	(231,921)	
計	66,735	426,697	12,077	505,510	(231,921)	273,588
営業費用	1,094,795	697,504	11,593	1,803,893	(245,253)	1,558,640
営業利益 又は営業損失()	1,028,060	270,806	483	1,298,383	13,331	1,285,052
資産	2,975,708	797,452	13,631	3,786,791	(1,198,910)	2,587,880

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

(1)中国

(2)米国

3 会計方針の変更

中国のShanghai Genomics, Inc.は、当連結会計年度より、中国新企業会計準則に基づき、政府から受け取った拠出金を「長期預り金」に、拠出金の目的たるプロジェクトの技術研究等に要する費用を流動資産「その他」に計上する方法から、政府から受け取った拠出金を営業外収益に計上し、この拠出金の目的たるプロジェクトの技術研究等に要する費用を、販売費及び一般管理費に計上する方法に会計方針を変更しております。

これに伴い、従来の方法によった場合と比べ、営業損失が16,721千円増加しております。

当連結会計年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

	日本 (千円)	中国 (千円)	米国 (千円)	計 (千円)	消去 又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高及び営業損益						
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	4,984	199,362		204,346		204,346
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高		44,256	4,691	48,948	(48,948)	
計	4,984	243,619	4,691	253,294	(48,948)	204,346
営業費用	496,859	670,963	4,552	1,172,375	(18,595)	1,153,780
営業利益 又は営業損失()	491,875	427,344	139	919,080	(30,352)	949,433
資産	2,199,748	634,621		2,834,370	(1,513,510)	1,320,859

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

(1)中国

(2)米国

【海外売上高】

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

	中国	東南アジア	米国	欧州	その他	計
海外売上高(千円)	100,970	28,793	33,038	44,126	498	207,426
連結売上高(千円)						273,588
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	36.9	10.5	12.1	16.1	0.2	75.8

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

- (1) 中国
- (2) 東南アジア・・・シンガポール
- (3) 米国
- (4) 欧州・・・オランダ、スイスなど
- (5) その他・・・イスラエル

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

当連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

	中国	東南アジア	米国	欧州	その他	計
海外売上高(千円)	115,822	41,001	10,468	28,023	2,124	197,440
連結売上高(千円)						204,346
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	56.7	20.1	5.1	13.7	1.0	96.6

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

- (1) 中国
- (2) 東南アジア・・・シンガポール
- (3) 米国
- (4) 欧州・・・オランダ、スイスなど
- (5) その他・・・イスラエル、台湾など

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)及び当連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

該当事項はありません。

[次へ](#)

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)		当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	33円65銭	1株当たり純資産額	15円15銭
1株当たり当期純損失金額	19円18銭	1株当たり当期純損失金額	18円76銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。	

(注) 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
当期純損失(千円)	1,279,454	1,366,385
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純損失(千円)	1,279,454	1,366,385
普通株式の期中平均株式数(株)	66,717,264	72,853,965
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権28種類(新株予約権の数5,256個) なお、新株予約権の概要は、「第4提出会社の状況、(2)新株予約権の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権31種類(新株予約権の数4,228個) なお、新株予約権の概要は、「第4提出会社の状況、(2)新株予約権の状況」に記載のとおりであります。

[次へ](#)

(重要な後発事象)

<p>前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>						
<p>重要な契約の締結 (1) 出資持分の取得(子会社化)に関する基本合意書の締結 当社は平成20年5月19日開催の取締役会において、上海衡山薬業有限公司(英文名: Shanghai Hengshan Pharmaceuticals, Inc. 本社: 中国・上海、副会長兼CEO: 毛廟根 以下「Hengshan」)の出資持分の取得(子会社化)に関する基本合意書を締結することを決議し、同日付で締結いたしました。基本合意した出資持分取得の総額は60百万元(約913百万円)(注)で、最終契約を締結した後に、当社は Hengshan の出資持分51%を取得(以下「本出資持分取得」といいます。)し、同社を子会社化することになります。残りの49%の出資持分についても、本出資持分取得の最終契約後15ヶ月以内に買い取る予定です。ただし、最終契約は、財務的及び法的なデューデリジェンスによる調査、Hengshan の株主の承認、当社の取締役会による承認という条件が満たされなければ、締結されません。</p> <p>出資持分取得(子会社化)の背景・目的 上海市郊外に建屋面積15,948平方メートル、敷地面積36,444平方メートルの製造設備を有しているHengshanを買収し子会社化することにより、当社の将来の事業展開に必要な製造拠点を確保することにあります。</p> <p>上海衡山薬業有限公司(Hengshan)の概要</p> <ol style="list-style-type: none"> 商号 上海衡山薬業有限公司 (英文名) Shanghai Hengshan Pharmaceuticals, Inc. 代表者 会長 陳基根(英文名) Jigen Chen 副会長兼CEO 毛廟根(英文名) Mao Miaogen 所在地 中国・上海市閔行江川路3777号 設立年月日 1993年10月14日(1942年創業) 主な事業の内容 医薬品製造 決算期 12月31日 従業員数 280人(2007年12月31日現在) 主な事業所 中国上海市 出資構成(本出資持分取得後) <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>当社</td> <td style="text-align: right;">51.00%</td> </tr> <tr> <td>毛廟根(副会長兼CEO)</td> <td style="text-align: right;">2.17%</td> </tr> <tr> <td>その他役職員43名</td> <td style="text-align: right;">46.83%</td> </tr> </table> <p>(注) 換算レート 1人民元 = 15.22円 (2008年5月31日現在)</p>	当社	51.00%	毛廟根(副会長兼CEO)	2.17%	その他役職員43名	46.83%	
当社	51.00%						
毛廟根(副会長兼CEO)	2.17%						
その他役職員43名	46.83%						

<p>前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)</p>
<p>(2) 第三者割当による株式買取基本合意書(包括的新株発行プログラム)の締結</p> <p>当社は、平成20年 6月19日開催の当社取締役会において、Evolution Master Fund Ltd. SPC(以下、Evolution Master Fund)との間で、第三者割当による包括的新株発行プログラムの設定を目的として、以下の内容を含む株式買取基本合意書を締結することを決議いたしました。</p> <p>包括的新株発行プログラムの概要</p> <p>この包括的新株発行プログラムは、Evolution Master Fundとの間に、「株式買取基本合意書(英文名:Equity Financing Term Sheet)」を締結することにより、平成20年 8月 1日から 1年間、総額15億円を上限として、Evolution Master Fundに対する第三者割当による新株発行を随時実行することを可能とするものです。</p> <p>本プログラムは、一定の条件における Evolution Master Fundの当社普通株式の買取義務を定めたものであります。</p> <p>今後、株式買取基本合意書に基づき、本プログラムに関する最終契約が締結される予定です。本プログラムに基づいて Evolution Master Fund に割り当てられる各回の新株の発行時期及び数量については、別途当社取締役会の決議により決定され、これに基づいて個別の株式買取契約が締結されます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 対象株式 当社普通株式 2. 発行価額の総額 各回、最大125百万円、 総額 最大1,500百万円 3. 発行回数 毎月 1回、最大12回 下記7.に記載の制限条項に該当した場合には割当停止となるため、発行回数が12回を下回る場合があります。 4. 発行株式数 各回、発行済株式総数の4.99%以下 但し、割当予定先が引受けることにより、発行済株式総数に対する割当予定先の持株比率が33%を超える場合は、発行済株式総数の33%に達するまでの株式数とする。 5. 対象期間 平成20年 8月 1日から平成21年 7月31日まで 6. 発行価額 各回の新株発行の発表日(毎月第 1 営業日)の前日までの10営業日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値平均の90% 7. 制限条項 <ol style="list-style-type: none"> 1) 割当を発表する際には、当社は割当予定先に対してインサイダー情報を保有していないことを表明すること。 	

<p>前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)</p>
<p>2) 各回の割当新株式数は発行済株式総数の4.99%を超えないこと。また、包括契約期間中、割当予定先の持株比率は発行済株式総数の33%を超えないこと。</p> <p>3) 包括契約期間中の割当停止条項</p> <ul style="list-style-type: none"> • 価格参照期間(10営業日)の1日当たりの平均売買金額が1千万円を下回る場合 • 価格参照期間(10営業日)のうち取引所定める値幅制限の下限まで株価が下落した(いわゆるストップ安)日がある場合 • 第2回目以後の発行価額につき、初回発行価額の300%超、又は55%未滿となる場合 • 第2回目以後の発行価額が直前回の発行価額の65%未滿となる場合 <p>上記の割当停止条項以外に双方(当社、割当予定先)は、12回のうちそれぞれ2回ずつ発行を中止する権利を有します。</p> <p>本プログラムによる資金調達必要性がなくなった場合、当社の選択により、追加的な費用を負担することなく本プログラムによる第6回目以降の発行を中止することが可能です。</p> <p>8. 割当予定先 Evolution Master Fund Ltd. SPC</p> <p>9. 新株の割当及び発行の決定 個別の取締役会決議に基づき決定いたします。</p> <p>10. 発行予定 今後、株式買取基本合意書に基づき、第1回発行決議予定日(8月1日)までに、本プログラムに関する最終契約が締結される予定です。 第1回の発行決議日は、平成20年8月1日、株式発行日は、平成20年8月29日の予定であります。</p> <p>資金使途 今回調達する資金は、Shanghai Hengshan Pharmaceutical Inc(中国法人)の出資持分の取得、中国での医薬品開発費、その他の運転資金に充当する予定です。</p> <p>割当予定先の概要</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 名称: Evolution Master Fund Ltd. SPC, Segregated Portfolio M 2. 代表: Director Adrian Brindle 住所: 1132 Bishop Street, Suite 1880, Honolulu, Hawaii, U.S.A 3. 事業内容: 投資業 	

[前へ](#)

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金				
1年以内に返済予定の長期借入金	25,080	25,080	3.6	
1年以内に返済の予定のリース債務				
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	41,480	16,400	3.6	平成22年11月
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)				
その他有利子負債				
計	66,560	41,480		

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	16,400			

(2) 【その他】

当連結会計年度における各四半期連結会計期間に係る売上高等

	第1四半期 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	第2四半期 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	第3四半期 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	第4四半期 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)
売上高 (千円)	43,103	85,821	45,757	29,663
税金等調整前 四半期純損失金額 (千円)	431,022	436,236	337,951	159,299
四半期純損失金額 (千円)	431,648	436,862	338,273	159,601
1株当たり 四半期純損失金額 (円)	6.09	6.03	4.57	2.15

2【財務諸表等】
(1)【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	980,044	234,629
売掛金	1,973	11,297
原材料	4,600	-
前渡金	45,633 ¹	-
前払費用	12,909	5,426
未収入金	6,782	639
その他	14,949	11,019
流動資産合計	1,066,893	263,013
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	12,821	-
減価償却累計額	3,030	-
建物附属設備(純額)	9,791	-
工具、器具及び備品	63,562	63,659
減価償却累計額	43,640	42,721
工具、器具及び備品(純額)	19,921	20,938
有形固定資産合計	29,713	20,938
無形固定資産		
商標権	124	51
ソフトウェア	40,319	2,652
特許権	-	12,083
無形固定資産合計	40,443	14,787
投資その他の資産		
関係会社株式	0	-
出資金	145,690	17,895
関係会社出資金	1,665,112	1,862,115
関係会社長期貸付金	13,317	-
敷金	27,854	20,998
貸倒引当金	13,317	-
投資その他の資産合計	1,838,657	1,901,009
固定資産合計	1,908,814	1,936,734
資産合計	2,975,708	2,199,748

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	2,373	11,072
1年内返済予定の長期借入金	25,080	25,080
未払金	44,326	14,477
未払費用	8,387	965
未払法人税等	9,018	-
預り金	5,118	2,258
その他	1,536	-
流動負債合計	95,841	53,854
固定負債		
長期借入金	41,480	16,400
固定負債合計	41,480	16,400
負債合計	137,321	70,254
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,821,608	2,858,258
資本剰余金		
資本準備金	2,781,608	2,818,258
資本剰余金合計	2,781,608	2,818,258
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,764,793	3,548,515
利益剰余金合計	2,764,793	3,548,515
自己株式	36	82
株主資本合計	2,838,386	2,127,919
新株予約権	-	1,575
純資産合計	2,838,386	2,129,494
負債純資産合計	2,975,708	2,199,748

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
売上高	66,735	4,984
売上原価	17,762	10,954
売上総利益又は売上総損失()	48,972	5,970
販売費及び一般管理費	1,077,033 _{1, 2, 3}	485,905 _{1, 2, 3}
営業損失()	1,028,060	491,875
営業外収益		
受取利息	4,840	1,999
経営指導料	11,982 ₁	12,003 ₁
その他	170	254
営業外収益合計	16,992	14,257
営業外費用		
支払利息	4,396	3,269
株式交付費	21,907	7
資金調達費用	13,119	1,482
為替差損	-	1,731
その他	4,129	1,316
営業外費用合計	43,553	7,807
経常損失()	1,054,621	485,425
特別利益		
貸倒引当金戻入額	4,797	13,317
特別利益合計	4,797	13,317
特別損失		
固定資産除却損	918	-
出資金評価損	-	127,795 ₆
事業再編損	-	181,942 ₄
特別損失合計	918	309,737
税引前当期純損失()	1,050,742	781,846
法人税、住民税及び事業税	2,401	1,876
当期純損失()	1,053,143	783,722

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)		当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
材料費		471	2.7	519	4.7
労務費		7,193	40.5	255	2.3
経費		10,097	56.8	10,179	93.0
当期売上原価		17,762	100.0	10,954	100.0

原価計算の方法 原価計算の方法

原価計算の方法は、プロジェクト 同左

別個別原価計算であり、実際原価

を用いて計算しております。

【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	2,407,608	2,821,608
当期変動額		
新株の発行	414,000	36,650
当期変動額合計	414,000	36,650
当期末残高	2,821,608	2,858,258
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	2,367,608	2,781,608
当期変動額		
新株の発行	414,000	36,650
当期変動額合計	414,000	36,650
当期末残高	2,781,608	2,818,258
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	1,711,650	2,764,793
当期変動額		
当期純損失()	1,053,143	783,722
当期変動額合計	1,053,143	783,722
当期末残高	2,764,793	3,548,515
自己株式		
前期末残高	-	36
当期変動額		
自己株式の取得	36	46
当期変動額合計	36	46
当期末残高	36	82
株主資本合計		
前期末残高	3,063,565	2,838,386
当期変動額		
当期純損失()	1,053,143	783,722
新株の発行	828,000	73,301
自己株式の取得	36	46
当期変動額合計	225,179	710,467
当期末残高	2,838,386	2,127,919

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
新株予約権		
前期末残高	-	-
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	1,575
当期変動額合計	-	1,575
当期末残高	-	1,575
純資産合計		
前期末残高	3,063,565	2,838,386
当期変動額		
当期純損失()	1,053,143	783,722
新株の発行	828,000	73,301
自己株式の取得	36	46
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	1,575
当期変動額合計	225,179	708,891
当期末残高	2,838,386	2,129,494

【継続企業の前提に関する注記】

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>当社は、創薬ベンチャーとして、連結子会社である Shanghai Genomics, Inc.を通じて、複数の創薬候補化合物（F647、F351、F1013）をパイプラインに持ち臨床試験と上市に向けた活動を行い、新薬の臨床上の有効性の検証を確立した後に日本や欧米に展開することを目的として事業活動を行っております。</p> <p>創薬ベンチャーという性質上、研究開発事業には多額の費用を要し、また投資資金の回収も他の産業と比較して相対的に長期に及ぶため、ベンチャー企業が当該事業に取り組む場合は、一般的にキャッシュ・フローのマイナスが先行する必然性があります。当社も創業以来継続的に営業損失を計上しており、営業活動によるキャッシュ・フローも継続的にマイナスの状況となっております。また創業の上市に関しては、必ずしも100%認可されるという保証はなく、継続企業の前提を検討する際の重要な不確実性を構成します。</p> <p>当社は当該状況を解消すべく、平成21年1月23日の取締役会において新経営計画を策定し、計画を達成できるように、業務の効率化を図っております。策定した新経営計画は経営資源をF647とF351の臨床試験及びF647の製造・販売の準備に集中させることを目的にしております。新経営計画の概略及び当事業年度末の進捗状況は以下のとおりです。</p> <p>当社は、人員を継続的に削減してまいります。前事業年度末に在籍していた25名の従業員を、福岡解析センターの閉鎖、本社機能の縮小などの合理化にとめない、当事業年度末において7名にまで減少させております。</p> <p>当社は、人件費以外の販売費及び一般管理費も削減してまいります。当社は、平成21年3月に、賃料を削減するために、新しい事務所に移転いたしました。また多額であったIT関連費用を削減するために、すべてのリース契約を平成20年12月に解約いたしました。</p> <p>また、上記新経営計画に併せて、当社は当社グループ体となって経費削減に取り組み、支出を抑制してまいります。これらの施策により、当事業年度末から1年超の必要資金を賄う体制にいたします。なお、平成20年5月18日に基本合意を締結したHengshan Pharmaceuticals Inc.の出資持分取得は、新たな資金調達が行われるまで実施する予定はありません。しかし、これらの対応策を関係者との協議を行いながら進めている途上であるため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。</p> <p>なお、当社は上記のような対応策を実行中であるため、財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を財務諸表には反映しておりません。</p>

【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	子会社株式 総平均法による原価法を採用しております。	子会社株式 同左
2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法	時価法	
3 たな卸資産の評価基準及び評価方法	(1) 原材料 先入先出法による原価法を採用しております。 (2) 仕掛品 個別法による原価法を採用しております。	(1) 原材料・商品 先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。 (2) 仕掛品 (会計方針の変更) 当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）を適用しております。この変更に伴う損益に与える影響はありません。
4 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しています。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物附属設備 3～15年 工具、器具及び備品 3～6年 (会計方針の変更) 当事業年度より、法人税法の改正に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。なお、この変更による損益に与える影響は軽微であります。 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。なお、販売用ソフトウェアについては見込販売可能期間(3年)、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。	(1) 有形固定資産 定率法を採用しています。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物附属設備 3～15年 工具、器具及び備品 3～6年 (2) 無形固定資産 同左
5 繰延資産の処理方法	株式交付費 支出時に全額費用処理しております。	株式交付費 同左
6 引当金の計上基準	貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等、特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。	貸倒引当金 同左

項目	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
7 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	
8 その他財務諸表作成のための基本となる重要事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

【会計処理の変更】

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>当事業年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 平成5年6月17日 企業会計審議会第一部会 平成19年3月30日改正)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号 平成6年1月18日 日本公認会計士協会 会計制度委員会 平成19年3月30日改正)を適用しております。</p> <p>なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。これによる損益に与える影響はありません。</p>

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
1 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは次のとおりであります。 前渡金 45,633千円	

(損益計算書関係)

前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1 関係会社との取引に係わるものが次のとおり含まれております。 試験研究費 220,504千円 経営指導料 11,982千円	1 関係会社との取引に係わるものが次のとおり含まれております。 経営指導料 12,003千円
2 販売費に属する費用のおおよその割合は2%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は98%であります。 主要な費目及び金額は次のとおりであります。 役員報酬 67,145千円 従業員給与 147,241千円 コンピュータ関連費用 84,527千円 顧問料 112,424千円 試験研究費 462,553千円 減価償却費 9,155千円	2 販売費に属する費用のおおよその割合は0%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は99%であります。 主要な費目及び金額は次のとおりであります。 役員報酬 65,663千円 従業員給与 91,450千円 コンピュータ関連費用 43,467千円 顧問料 124,672千円 試験研究費 51,375千円 減価償却費 10,156千円
3 研究開発費の総額 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費 462,553千円	3 研究開発費の総額 一般管理費に含まれる研究開発費 51,375千円
	4 事業再編損 減損損失 62,907千円 試験研究費 45,633千円 割増退職金 20,362千円 ソフトウェア評価減 10,861千円

前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)																						
	<p>5 減損損失</p> <p>当社は、当事業年度において、事業再編により遊休化した以下の固定資産について減損損失を計上し、事業再編損に含めて表示しております。</p> <p>(1) 減損損失を認識した主な資産</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">福岡</td> <td rowspan="3">遊休資産</td> <td>建物附属設備</td> <td>2,764千円</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td>3,062千円</td> </tr> <tr> <td>リース資産</td> <td>1,265千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">東京</td> <td rowspan="4">遊休資産</td> <td>建物附属設備</td> <td>6,329千円</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td>3,732千円</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>21,971千円</td> </tr> <tr> <td>リース資産</td> <td>23,783千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 資産のグルーピングの方法 原則として事業の種類別セグメント単位（単一）とし、遊休資産について個別物件単位でグルーピングしております。</p> <p>(3) 減損損失の認識に至った経緯 平成20年 8月 1日開催の取締役会において、当社グループの組織再編に関する方針を決議したことにより、創薬解析センターの閉鎖と東京本社部門の縮小を実施中です。それぞれに伴い遊休化する固定資産に対し、減損損失を計上いたしました。</p> <p>(4) 回収可能額の算定方法 上記資産については、回収可能性が認められないため帳簿価額を全額減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。</p> <p>6 出資金評価損 Beijing Continent Pharmaceutical Co., Ltd. 127,795千円</p>	場所	用途	種類	金額	福岡	遊休資産	建物附属設備	2,764千円	工具、器具及び備品	3,062千円	リース資産	1,265千円	東京	遊休資産	建物附属設備	6,329千円	工具、器具及び備品	3,732千円	ソフトウェア	21,971千円	リース資産	23,783千円
場所	用途	種類	金額																				
福岡	遊休資産	建物附属設備	2,764千円																				
		工具、器具及び備品	3,062千円																				
		リース資産	1,265千円																				
東京	遊休資産	建物附属設備	6,329千円																				
		工具、器具及び備品	3,732千円																				
		ソフトウェア	21,971千円																				
		リース資産	23,783千円																				

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)

自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)		400		400

当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)

自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	400	1,000		1,400

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)																
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に関する注記	リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。																
リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額	リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 当事業年度においてリース契約を解約しておりますので、該当事項はありません。																
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額 相当額 (千円)</th> <th>減価償却累 計額相当額 (千円)</th> <th>期末残高 相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td>86,204</td> <td>39,306</td> <td>46,897</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>13,235</td> <td>5,151</td> <td>8,084</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>99,440</td> <td>44,457</td> <td>54,982</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額 相当額 (千円)	減価償却累 計額相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)	工具、器具及び備品	86,204	39,306	46,897	ソフトウェア	13,235	5,151	8,084	合計	99,440	44,457	54,982	
	取得価額 相当額 (千円)	減価償却累 計額相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)														
工具、器具及び備品	86,204	39,306	46,897														
ソフトウェア	13,235	5,151	8,084														
合計	99,440	44,457	54,982														
未経過リース料期末残高相当額	未経過リース料期末残高相当額																
1年以内 33,580千円	当事業年度においてリース契約を解約しておりますので、該当事項はありません。																
1年超 24,121千円																	
合計 57,701千円																	
支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失																
支払リース料 36,452千円	支払リース料 26,409千円																
減価償却費相当額 32,146千円	リース資産減損勘定の取崩額 23,246千円																
支払利息相当額 6,259千円	減価償却費相当額 17,586千円																
	支払利息相当額 3,279千円																
	減損損失 23,246千円																
	(注) 1 上記減損損失のほかに、注記省略取引に係る減損損失1,802千円を計上しております。																
	2 リース資産減損勘定の取崩額には、リース契約の中途解約による取崩額を含んでおります。																
減価償却費相当額の算定方法	減価償却費相当額の算定方法																
リース期間を耐用年数とし、残存価額を0円とする定額法によっております。	リース期間を耐用年数とし、残存価額を0円とする定額法によっております。																
利息相当額の算定方法	利息相当額の算定方法																
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、当期への配分方法については、利息法によっております。	リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、当期への配分方法については、利息法によっております。																

(有価証券関係)

前事業年度(平成20年3月31日)及び当事業年度(平成21年3月31日)

子会社株式で時価のあるものはありません。

[次へ](#)

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
(千円)	(千円)
繰延税金資産	繰延税金資産
繰越欠損金 1,093,535	繰越欠損金 1,396,397
未払事業税 2,692	未払事業税 837
貸倒引当金 5,418	減価償却費 306
減価償却費 676	減損損失 29,667
株式評価損 9,070	繰延税金資産小計 1,425,534
繰延税金資産小計 1,111,393	評価性引当額 1,425,534
評価性引当額 1,111,393	繰延税金資産合計 -
繰延税金資産合計 -	
	繰延税金負債 -
繰延税金負債 -	繰延税金負債合計 -
繰延税金負債合計 -	繰延税金資産負債の純額 -
繰延税金資産負債の純額 -	
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の項目別内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の項目別内訳
税引前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。	税引前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1株当たり純資産額 40円4銭	1株当たり純資産額 28円73銭
1株当たり当期純損失金額 15円79銭	1株当たり当期純損失金額 10円76銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
当期純損失(千円)	1,053,143	783,722
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純損失(千円)	1,053,143	783,722
普通株式の期中平均株式数(株)	66,717,264	72,853,965
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権28種類(新株予約権の数5,256個) なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権31種類(新株予約権の数4,228個) なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

[次へ](#)

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)						
<p>重要な契約の締結</p> <p>(1) 出資持分の取得(子会社化)に関する基本合意書の締結</p> <p>当社は平成20年5月19日開催の取締役会において、上海衡山薬業有限公司(英文名: Shanghai Hengshan Pharmaceuticals, Inc. 本社: 中国・上海、副会長兼CEO: 毛廟根 以下「Hengshan」)の出資持分の取得(子会社化)に関する基本合意書を締結することを決議し、同日付で締結いたしました。基本合意した出資持分取得の総額は60百万元(約913百万円)(注)で、最終契約を締結した後に、当社は Hengshan の出資持分51%を取得(以下「本出資持分取得」といいます。)し、同社を子会社化することになります。残りの49%の出資持分についても、本出資持分取得の最終契約後15ヶ月以内に買い取る予定です。ただし、最終契約は、財務的及び法的なデューデリジェンスによる調査、Hengshan の株主の承認、当社の取締役会による承認という条件が満たされなければ、締結されません。</p> <p>出資持分取得(子会社化)の背景・目的</p> <p>上海市郊外に建屋面積15,948平方メートル、敷地面積36,444平方メートルの製造設備を有しているHengshanを買収し子会社化することにより、当社の将来の事業展開に必要な製造拠点を確保することにあります。</p> <p>上海衡山薬業有限公司(Hengshan)の概要</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 商号 上海衡山薬業有限公司 (英文名) Shanghai Hengshan Pharmaceuticals, Inc. 2. 代表者 会長 陳基根(英文名) Jigen Chen 副会長兼CEO 毛廟根(英文名) Mao Miaogen 3. 所在地 中国・上海市閔行江川路3777号 4. 設立年月日 1993年10月14日(1942年創業) 5. 主な事業の内容 医薬品製造 6. 決算期 12月31日 7. 従業員数 280人(2007年12月31日現在) 8. 主な事業所 中国上海市 9. 出資構成(本出資持分取得後) <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>当社</td> <td style="text-align: right;">51.00%</td> </tr> <tr> <td>毛廟根(副会長兼CEO)</td> <td style="text-align: right;">2.17%</td> </tr> <tr> <td>その他役職員43名</td> <td style="text-align: right;">46.83%</td> </tr> </table> <p>(注) 換算レート 1人民元 = 15.22円 (2008年5月31日現在)</p>		当社	51.00%	毛廟根(副会長兼CEO)	2.17%	その他役職員43名	46.83%
当社	51.00%						
毛廟根(副会長兼CEO)	2.17%						
その他役職員43名	46.83%						

<p>前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>
<p>(2) 第三者割当による株式買取基本合意書(包括的新株発行プログラム)の締結</p> <p>当社は、平成20年6月19日開催の当社取締役会において、Evolution Master Fund Ltd. SPC(以下、Evolution Master Fund)との間で、第三者割当による包括的新株発行プログラムの設定を目的として、以下の内容を含む株式買取基本合意書を締結することを決議いたしました。</p> <p>包括的新株発行プログラムの概要</p> <p>この包括的新株発行プログラムは、Evolution Master Fundとの間に、「株式買取基本合意書(英文名:Equity Financing Term Sheet)」を締結することにより、平成20年8月1日から1年間、総額15億円を上限として、Evolution Master Fundに対する第三者割当による新株発行を随時実行することを可能とするものです。</p> <p>本プログラムは、一定の条件におけるEvolution Master Fundの当社普通株式の買取義務を定めたものであります。</p> <p>今後、株式買取基本合意書に基づき、本プログラムに関する最終契約が締結される予定です。本プログラムに基づいてEvolution Master Fundに割り当てられる各回の新株の発行時期及び数量については、別途当社取締役会の決議により決定され、これに基づいて個別の株式買取契約が締結されます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 対象株式 当社普通株式 2. 発行価額の総額 各回、最大125百万円、 総額 最大1,500百万円 3. 発行回数 毎月1回、最大12回 下記7.に記載の制限条項に該当した場合には割当停止となるため、発行回数が12回を下回る場合があります。 4. 発行株式数 各回、発行済株式総数の4.99%以下 但し、割当予定先が引受けることにより、発行済株式総数に対する割当予定先の持株比率が33%を超える場合は、発行済株式総数の33%に達するまでの株式数とする。 5. 対象期間 平成20年8月1日から平成21年7月31日まで 6. 発行価額 各回の新株発行の発表日(毎月第1営業日)の前日までの10営業日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値平均の90% 7. 制限条項 <ol style="list-style-type: none"> 1) 割当を発表する際には、当社は割当予定先に対してインサイダー情報を保有していないことを表明すること。 	

<p>前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>
<p>2) 各回の割当新株式数は発行済株式総数の4.99%を超えないこと。また、包括契約期間中、割当予定先の持株比率は発行済株式総数の33%を超えないこと。</p> <p>3) 包括契約期間中の割当停止条項</p> <ul style="list-style-type: none"> • 価格参照期間(10営業日)の1日当たりの平均売買金額が1千万円を下回る場合 • 価格参照期間(10営業日)のうち取引所定める値幅制限の下限まで株価が下落した(いわゆるストップ安)日がある場合 • 第2回目以後の発行価額につき、初回発行価額の300%超、又は55%未滿となる場合 • 第2回目以後の発行価額が直前回の発行価額の65%未滿となる場合 <p>上記の割当停止条項以外に双方(当社、割当予定先)は、12回のうちそれぞれ2回ずつ発行を中止する権利を有します。</p> <p>本プログラムによる資金調達の必要性がなくなった場合、当社の選択により、追加的な費用を負担することなく本プログラムによる第6回目以降の発行を中止することが可能です。</p> <p>8. 割当予定先 Evolution Master Fund Ltd. SPC</p> <p>9. 新株の割当及び発行の決定 個別の取締役会決議に基づき決定いたします。</p> <p>10. 発行予定 今後、株式買取基本合意書に基づき、第1回発行決議予定日(8月1日)までに、本プログラムに関する最終契約が締結される予定です。 第1回の発行決議日は、平成20年8月1日、株式発行日は、平成20年8月29日の予定であります。</p> <p>資金使途 今回調達する資金は、Shanghai Hengshan Pharmaceutical Inc(中国法人)の出資持分の取得、中国での医薬品開発費、その他の運転資金に充当する予定です。</p> <p>割当予定先の概要</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 名称: Evolution Master Fund Ltd. SPC, Segregated Portfolio M 2. 代表: Director Adrian Brindle 住所: 1132 Bishop Street, Suite 1880, Honolulu, Hawaii, U.S.A 3. 事業内容: 投資業 	

[前へ](#)

【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物附属設備	12,821		12,821 (9,093)			697	
工具、器具及び備品	63,562	17,806	17,709 (6,637)	63,659	42,721	9,772	20,938
有形固定資産計	76,383	17,806	30,530 (15,731)	63,659	42,721	10,469	20,938
無形固定資産							
商標権	222			222	171	73	51
特許権		13,333		13,333	1,250	1,250	12,083
ソフトウェア	80,517	2,800	32,832 (32,832)	50,485	47,833	7,634	2,652
無形固定資産計	80,740	16,133	32,832 (32,832)	64,041	49,254	8,958	14,787

(注) 1 当期増減額の主な内訳 (千円)

増加	工具、器具及び備品	スーパーコンピューター等	5,368
増加	工具、器具及び備品	ネットワーク機器等	12,231
増加	特許権	Epicept社から購入した権利	13,333
減少	工具、器具及び備品	本社の移転に伴う除却	12,479
減少	工具、器具及び備品	福岡解析センターの閉鎖に伴う除却	2,835

2 なお、当期減少額のうち()内は内書きで減損損失の計上額であります。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	13,317			13,317	

(注) 「当期減少額(その他)」欄の金額は、債権回収による取崩によるものであります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
預金	
普通預金	134,629
定期預金	100,000
合計	234,629

売掛金

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
N.V. Organon	10,426
和光純薬工業株	871
合計	11,297

(ロ) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	次期繰越高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2}$ (B)
1,973	15,697	6,372	11,297	36.0	365 154.2

(注) 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しておりますが、当期発生高には消費税等が含まれております。

関係会社出資金

相手先	金額(千円)
Shanghai Genomics, Inc.	1,862,115
合計	1,862,115

買掛金

相手先	金額(千円)
Shanghai Genomics, Inc.	11,072
合計	11,072

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	3月31日
1単元の株式数	1,000株
単元未満株式の買取り	(特別口座)
取扱場所	東京都千代田区大手町二丁目6番2号 (特別口座)
株主名簿管理人	東京証券代行株式会社 本店
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行います。 ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。 なお、電子公告は当社ホームページに記載しており、そのアドレスは以下の通りであります。 http://www.gene-networks.com/company/index.html
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注) 1. 平成21年6月17日開催の第8期定時株主総会決議により、事業年度を変更いたしました。
事業年度 1月1日から12月31日まで
基準日 12月31日
剰余金の配当基準日 12月31日
なお、第9期事業年度については、平成21年4月1日から平成21年12月31日までの9ヶ月間となります。
2. 平成21年6月18日をもって株主名簿管理人が以下の通り変更となりました。
東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
3. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができないものと定款で定めております。
(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 第7期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）平成20年6月25日関東財務局長に提出。

(2) 有価証券報告書の訂正報告書

事業年度 第7期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）平成20年7月29日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書、四半期報告書の確認書

第8期 第1四半期（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）平成20年8月14日関東財務局長に提出。

第8期 第2四半期（自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日）平成20年11月14日関東財務局長に提出。

第8期 第3四半期（自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日）平成21年2月13日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号

（主要株主の異動）の規定に基づく臨時報告書 平成20年7月31日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号

（財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象）の規定に基づく臨時報告書 平成21年

1月23日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9

号の2（監査公認会計士等の異動）の規定に基づく臨時報告書 平成21年3月16日関東財務局

長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月25日

株式会社ジーエヌアイ
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 市川 一郎
業務執行社員

指定社員 公認会計士 金子 寛人
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジーエヌアイの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジーエヌアイ及び連結子会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、(1)会社は上海衡山薬業有限公司の出資持分の取得（子会社化）に関する基本合意書を締結した。(2)会社は取締役会においてEvolution Master Fund Ltd. SPCとの間で、第三者割当による包括的新株発行プログラムの設定を目的として株式買取基本合意書を締結することを決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
 - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月18日

株式会社ジーエヌアイ
取締役会 御中

明 誠 監 査 法 人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 武 田 剛

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高 尾 秀四郎

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジーエヌアイの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジーエヌアイ及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は創業以来継続的に営業損失を計上し、営業活動によるキャッシュ・フローも継続的にマイナスの状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ジーエヌアイの平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。適正に表示しているものと認める。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社ジーエヌアイが平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

付記事項に記載されているとおり、平成21年6月17日開催の第8期定時株主総会に於いて、コーポレート・ガバナンス強化を目的として、委員会設置会社への移行が承認された。この組織形態の変更は、翌連結会計年度以降の当社グループの財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす可能性がある。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
 - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月25日

株式会社ジーエヌアイ
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 市 川 一 郎

指定社員
業務執行社員 公認会計士 金 子 寛 人

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジーエヌアイの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジーエヌアイの平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、(1)会社は上海衡山薬業有限公司の出資持分の取得（子会社化）に関する基本合意書を締結した。(2)会社は取締役会においてEvolution Master Fund Ltd. SPCとの間で、第三者割当による包括的新株発行プログラムの設定を目的として株式買取基本合意書を締結することを決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
 - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月18日

株式会社ジーエヌアイ
取締役会 御中

明 誠 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 武 田 剛
業務執行社員

指定社員 公認会計士 高 尾 秀 四 郎
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジーエヌアイの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジーエヌアイの平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は創業以来継続的に営業損失を計上し、営業活動によるキャッシュ・フローも継続的にマイナスの状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。